

一、出席議員及び欠席議員

出席議員

一番	鈴木浩之
二番	安藤浩孝
三番	廣瀬和良
四番	中村広一
五番	福井裕子
六番	立川良一
七番	戸部哲哉
八番	井野勝巳
九番	日比玲子
十番	田中五郎
欠席議員	なし

二、職務のため出席した事務局職員の氏名

議事局長	高橋善明
議会書記	木野村幸子
議会書記	木野村展子

三、説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫
副町長	山本繁美
教育長	宮川浩兵

四、議事日程

- | | | |
|----|--|-------------------------|
| 第一 | 会議録署名議員の指名 | 参事兼
都市環境農政課長
大平喜義 |
| 第二 | 一般質問 | 総務課長
村木俊文 |
| 第三 | 議案第五十五号 北方町ふるさと寄附金条例制定について | 税務課長
高橋勉 |
| 第四 | 議案第五十六号 北方町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について | 住民保険課長
山田忠義 |
| 第五 | 議案第五十七号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について | 福祉健康課長
木野村隆司 |
| 第六 | 議案第五十八号 平成二十年度北方町一般会計補正予算(第三号)を定めるについて | 上下水道課長
豊田晃 |
| 第七 | 議案第五十九号 平成二十年度北方町国民健康保険特別会計補正予算(第三号)を定めるについて | 會計室長
渡辺雅尚 |
| 第八 | 議案第六十号 平成二十年度北方町上水道事業会計補正予算(第一号)を定めるについて | 教育課主幹
末松豊生 |

第九 議案第六十一号 本巢市に公の施設を利用させることに關

する協議について (町長提出)

第十 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

第十一 厚生都市常任委員会の閉会中の継続審査申し出について

五、本日の会議に付した事件

日程第一から日程第十一まで

午前九時三十一分 開議

一、議長 井野勝巳君 改めまして、おはようございます。

委員会等を含めまして、十二月、大変忙しい中を全員御出席賜りまして連日御審議、本当に御苦労さまです。麻生総理が景気回復に向けた所信表明をしたところですけれども、だんだんと大変冷え込んできました。だけど、政府においては、二〇〇九年度予算案の大幅増の発表をしたようでございますが、それによりまして、地方交付税が総額で二十兆九千七百億円と、本年度に比べて二兆七千三百億円の増加となったようでありますけれども、いざにいたしましても、地方財政に大きな影響を及ぼすところでございますし、また今の言う税収が落ち込む中でこの二兆七千億円がどれほど地方に影響をもたらすかということも、ひとつ真剣に見ていかなければならないというふうに考えております。

また町長におかれましても、新年度予算、大変な御苦労があるかと思いますが、それぞれよろしくお願いいたしたいと思っております。それでは、第五回定例会の二日目を開会いたします。

ただいまの出席議員数は十人であり、定足数に達しておりますので、議会は成立をいたしました。これより平成二十年第五回北方町議会定例会第二日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第一 会議録署名議員の指名

一、議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第一百二十二条の規定により、議長において四番中村広一君及び五番福井裕子君を指名いたします。

日程第二 一般質問

一、議長 日程第二、一般質問を行います。

通告書の受領の順序により質問を許します。

最初に、安藤浩孝君。

二、二番 安藤浩孝君 改めまして、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を始めさせていただきますと思います。

まず一つ目でございますが、バス路線、大野・穂積線の北方町乗り入れについてお尋ねをいたします。

昨年の十二月議会においてお尋ねをいたしました。平成十二年から平成十七年までの五年間で、北方町から名古屋市への通勤・通学者が二・三％増加し、一宮に至っては驚くべき五〇％近く大幅に増加の一途で、その反対軸に岐阜市があり、この間の五年間で五％近くが減少し、通学者に至っては一六％ほど岐阜へ向かう学生が減っております。

北方から通勤・通学者は、岐阜を飛ばして名古屋方面へ向かう傾向が今まで以上に強まってくるのが予想され、何といたっても穂積駅から名古屋まで最速二十四分で結んでいることの魅力ははかり知れないと思われ、これからの北方町のまちづくりは、名古屋、愛知県への通勤・通学者のための住宅地としての位置づけをしっかりと考えて進めていかななくてはならないでしょう。

その穂積駅までの公共交通は、北方穂積線のバスのみで、一日

六本の運行で、昼間は四時間に一本、これは集落数百人の過疎の山村のバス路線と同じであります。このような中途半端な運行本数では、利用者がふえるどころか、公共交通としての役割、コンセプトがどこにあるのか、見えてきません。

そこで、昨年十二月議会の一般質問でも要望をさせていただきました本巣縦貫道をノンストップで南進し、北方町にバス停がない大野町と穂積駅を結ぶ大野穂積線 一日十六本と、北方穂積線 一日六本との統合を図り、合計で一日二十二本となることにより、通勤・通学時の密度の濃い運行は無論のこと、生活のニーズに合ったものになり得るものと思います。そういった路線の整備、充実に努めていただきたいと思いますし入れをいたしましたが、まだ実現をされていません。

大野穂積線は、大野町相羽に立地をするパナソニックの子会社へ勤務をする従業員をJRの西岐阜駅からチャーター便でスタートした路線で、名鉄揖斐線の廃止後、最寄り駅を穂積駅に変更、大野町からの返しの便を路線に運用、拡大した、いわゆるパナソニックの色濃い、収入の八割以上をパナソニックに依存した路線であります。

このパナソニックの子会社、パナソニックエレクトロニクスデバイス岐阜工場が、来年九月で閉鎖を決定いたしました。従業員の雇用も四月から五月雨的に毎月百人、二百人規模で減少し、九月で完全閉鎖の予定と聞いております。従業員が百二十名ほど利用されている関係上、必然的にこのバス路線の存続が気になるところではあります。この大野穂積線を北方町の町へ乗り入れしたルートに変更することによって、既設路線との統合により本数の大幅増加によって、通勤・通学者はもとより、利用者の掘り起こしができ、一大幹線になるものと確信しております。

特に、私立の第一高校、国立高専では百五十人を超える利用者増が見込まれ、パナソニック減少分の穴埋めができるものと思われ、学校側も積極的に北方ルートに乗り入れを願っておられます。六次総のアンケートにも、一番高い支持を受けた北方町の将来の希望するまちづくりは、道路や歩道、バス路線や整備された交通の便がよいまちを実現するものと思われ。今回、この機会を逃さずバス事業者と一体となって、北方町乗り入れルートを確立、推進していただきたいと思います。いかがでしょうか。

また、前回もお願いをいたしました穂積駅前のバスターミナルの不便さ、上り・下り便の乗降場が数百メートル離れていて、移動時間が五分ぐらいかかり、お年寄りや小さな子供連れ、雨降りの日など使い勝手が悪く、弱者には優しいバスターミナルとなっております。駅で直接乗りおりにできるよう、利便性を高める協議を早急に瑞穂市に対して申し込みをしていただけませんでしょうか。これは、現在利用してみえる方全員の、またこれから利用されるであろう全員の願いであるということを踏まえ、論理的に筋道を立てて交渉をお願いするものであります。

一問一答できようはお願いしておりますので、一問目の二回目の質問を終わります。

一、総務課長 おはようございます。よろしくお願ひします。

それでは、安藤議員の一つ目の質問でございますが、平成十七年の四月一日より、岐阜乗合自動車株式会社名鉄揖斐線の廃止に伴いまして大野バスセンターから瑞穂ターミナルまで、北方町内の本巣縦貫道をノンストップで通過いたしました。主に松下電子部品の従業員の輸送路線といたしまして、大野町内、大野町のバスター、それから黒野八幡町、それから相羽東の三カ所、それと瑞穂市内の穂積中学校前、北中前ですね。それと瑞穂市役

所前、最後が穂積駅前と三カ所の停留所を設けまして運行して
るところでございます。

ところが、最近の実態は、松下電器の従業員数の削減、それか
ら利用者数が大幅に少なくなっておりまして、現在、百円を投資
いたしまして五十二円の収入しかない赤字路線として運行してお
ります。さらに、新聞報道にもありましたとおり、来年二月にパ
ナソニックが全面撤退すると、今後、当該路線の運行が一層厳し
くなる状況に思われます。当町といたしましても、この機会に、
町民の利便性の向上を図る上でも、大野穂積線の運行経路の見直
し、北方町への乗り入れを強くお願いしているところであります。
現状での協議内容につきましては、新たに本巢市内に三カ所、
それから北方町内においては七カ所になるかと思いますが、停留
する路線の変更など、利用者がより便利に利用しやすい路線にな
るよう協議を進めているところであります。幸い、岐阜バスにお
きましては収支状況が極めて悪い路線であるため、前向きに町か
らの要望を受けるべく、運輸事務所への路線変更の認可申請を準
備すべく、精力的に取り組んでいただいております。いずれにい
たしましても、四月一日に実現できるよう、強く働きかけていき
たいと思っております。

また、穂積駅前のバスターミナルの不便さについてでございま
すが、かねてより担当者間とか町長から瑞穂市に対し要請はいた
しておりましたが、今後、北方町を含め利用者が増加することが
予想されます。再度、町長より市長に申し入れを行っていきたく
と思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

一、二番 安藤浩孝君 ただいまの答弁を聞いておりまして、何か先
が見えてきたなという感じが私はしました。

悲願であります北方・穂積間のバス運行本数が現状よりも四倍

近くに増加するということは、北方町民にとりましても本当に有
形・無形の財産がふえるんではないかと思えます。人や物の流れ
がとまれば必ず町は衰退し、人や物の流れが活発になれば必ず繁
栄するものというふうには私は確信をいたしております。百年通り
桜が満開のころには、穂積へ向かうバスがいっぱい走るとい
うことを願っております。

それと、今、バスターミナルの件でお答えいただいたんですが、
やっぱりこれ利用しておられる方と一回も利用されていない方が、
受け取り方が違うと思うんですね。課長、一回このバスに乗っ
ていただいて、そして穂積駅へ行っていたら、それから帰り
は歩いてターミナルまでどのぐらい時間がかかるのか、荷物を持
ってお年寄りが大変だということが本当によくわかりますので、
現場主義といえますか、現地へ一遍出ていただいて、お願いした
いと思えます。

それと、もし仮に穂積線のバスが四月から動くことになれば、
大野町、それから本巢市、岐阜バス、北方を入れて四者で、この
バスターミナルを上手に利用できるような申し込みをぜひお願い
したいと思えます。北方だけの問題ではありませんので、それを
改めてお願いしておきます。

それでは、二つ目の質問をさせていただきます。

バス路線、北方穂積線並びに円鏡寺線の柱本南部、高屋北部地
区においてのバス復活、設置についてお尋ねをいたします。

現在、町道百九十一号線、通称、中央通りを利用、運行してい
るバス路線、北方穂積線並びに円鏡寺線のバス停は、柱本バス停
から高屋バス停まで区間距離が一・五キロと大変長く、柱本南部、
高屋北部地区の住民は大変不便さを感じております。かつて二十
年ほど前、柱本バス停と高屋バス停の中間に広瀬商店、これはつ

るやさんと呼んでいます。この前にバス停がありました。バス路線の統廃合のときに廃止になって、現在に至っております。二十年前と違って、柱本南部、高屋北部地区は人口増加が著しく、バス停が中間地点で設置されれば家の近くでバスに乗れるという身近な生活の足として利用促進、活用されるものと思われれます。

春のダイヤ改正を前に、今から関係機関と密に連携をとり合い、住民の不便さの解消に努めていただきたいとお願いをいたします。以上です。

一、総務課長 それでは二つ目の、過去にありましたバス停の復活についてでございますが、この地域の道路を運行しておりますバス路線は、現在、北方円鏡寺線、それから北方穂積線の二本が運行しております。過去に運行されていた際のバス停がこの地域にもあったようです。一つ目の答弁でもお答えしましたように、大野穂積線の路線変更が町の要望どおり確実に実現いたしますれば、さらなる利用者の増加も見込まれるのではないかと思っております。

安藤議員要望のバス停の復活についても、現状等十分調査いたしました。柱本バス停と高屋バス停との間、過去にはつるやという固有名詞が出ておりましたが、もう少し北側になるかなあというふうには今考えておりますが、設置していただけますように、町の方も岐阜バスに対しまして、北方町の公共交通の充実と町民のさらなる利便性を図っていくために強く要望していきたくと思っております。以上でございます。

二、二番 安藤浩孝君 今の御答弁でございますが、実は十月一日に二十番目のバス停が北方町に新しく誕生しまして、これは消防署前、関係各位の皆様のおかげで新設をされまして、本当にありがとうございます。先日、そのバス停、七時から十時ちょっと過

ぎまで、どのくらいの方が利用されるかということ。三時間ぐらい立ってあったんですが、十一人ぐらい利用されて岐阜へ向かわれたということでもあります。加茂地区の方、大変喜んでおられる話も多々聞いております。ぜひ二十一番目のバス停の設置を、再度お願いをいたします。

それでは、三つ目の質問をさせていただきます。町営プールの跡地利用についてお尋ねをいたします。

昭和三十六年六月十七日発行の通号四十七号の公民館報は、次のように記されております。

プールの使用について、額に汗する暑さに向かいますと、昨年できたあの立派なプールを早くとの声を聞きます。炎熱の空の下、かっぱ天国は子供ならずとも大人も一刻も楽しみたいものであります。附属の設備、便所、脱衣場、シャワー、消毒等を早急新設した上で開くことにいたします。今のところ、来月十一日から十二日ごろと予定をしております。しばらくお待ちください。この文言を読み取りますと、何か昭和三十年代のよき時代のおいがし、何かわくわくするような気持ちになります。

現在の円鏡寺の芝生広場にあった丸石を積み上げセメントで固めたプールから、待望の近代的な町営プールが昭和三十六年七月十二日、今は亡きベルリンオリンピックの平泳ぎ優勝者の旧姓前畑秀子さんと呼んでのプール開きは、たしか小雨が降る中、行われたのを記憶しております。多くの子供や大人が利用し、楽しんでこのプールも、平成十二年の夏を最後に、惜しまれながら三十九年の歴史を閉じました。廃止からはや八年、都市化が進み、周りの喧騒から取り残され、つわものどもの夢の跡ではありせんが、跡地に立ってみますと、叙情的ではありますが、水しぶきとともに子供たちの歓声が見えてまいります。

さて、この春來町にある町営プールの跡地につきまして、地元
の春來町自治会では、町へ望む声として、跡地を近所の人々の憩
いの場所、身近な小公園としていただけないかという強い要望を
出されました。また、今後起きるであろう大地震の第一次避難場
所として活用してはいかがでしょうか。

プールの北側の町道は幅が狭く、百年通りからプールの北の町
道への進入は対向車があると困難で、プール北側の敷地を二メー
トル幅でカット、切り込みをし、道路用地にすることで安心・安
全な道路になるかと思えます。また、バスターミナル完成の折に
は路線の見直しが必ずあり、百年通りを南進するバス路線が導入
される折には、跡地の一部切り込みでバス停の新設が可能です
です。自治会としても強く熱望しております。町のお
考えをお聞かせください。以上です。

一、総務課長 それでは、三つ目の御質問でございますが、町営プー
ルの跡地利用についてであります。

現在、町営プールの跡地は、行政財産としてではなく、利用目
的のない普通財産として管理しております。この普通財産につき
ましては、今月、十二月五日に開催させていただきました行財政
改革特別委員会の中でも少し御説明させていただいておりますが、
個別実態を踏まえ、行政財産への転用か売却を検討していくとい
うことで御承認いただいたと思っております。今後は、現施設の
取り壊し時期や売却等も視野に入れまして、検討していきたく
と考えております。よって、第六次総合計画案におきまして、公
園の整備等については計画に位置づけておりませんし、折しも、
今日景気が急激に悪化し、町財政の今後の見直しについても一層
不透明な厳しい状況になることが予想されておりますので、施設
の取り壊しも含めまして、慎重に対応していきたいと考えており

ます。

なお、バス停の新設等についてであります。バスターミナル
の完成に伴うバス路線の見直しや、大野穂積線の乗り入れ等にあ
わせまして、十分協議の上、安藤議員が言われますように、必要
な措置を講じてまいりたいと考えております。

また、北側の道路、町道十一号線でございますが、大変狭いと
いうことはよく認識しております。対向車とのすれ違い等の待避
所が必要になることも予想されます。隅切りを含めまして、適正
に対処していきたいと考えております。以上です。

二、安藤浩孝君 ありがとうございます。

自治会の方から、町に望む声として要望が出ておりますので、
そういったことでしたら十分自治会に御説明していただかないと、
自治会の方も役員会を開いてやっておりますので、その辺は適切
におこたえをしていただきたいというふうに思います。

それでは、続きまして四番目の質問に入ります。

二十四時間体制でリスクの高い妊婦と新生児のトラブルに対応
する総合周産期母子医療センターと、もしものとき、安心して子
供を産むことができるバックアップ体制は万全か、お尋ねをいた
します。

去る十月四日、東京都内で七カ所の病院に受け入れを断られた
三十六歳の妊婦が、一たん拒否をした都立墨東病院で脳内出血の
手術を受け、その後亡くなった問題は、緊急を要する妊婦に対す
る医療体制の不備や、救急搬送の連携体制に多くの課題を残しま
した。

一般の救急には、一次診療所、いわゆるかかりつけの開業医な
ど、二次、地域の救急病院、三次、救命救急センターという、病
気、けがの重度によるピラミッド型の救急受け入れ体制があり、

産科救急医療にもそれと同等の一次、二次、三次の別のピラミッド体制があり、今回の悲劇で、一般には耳なれない施設、総合周産期母子医療センターは一般救急の三次施設に相当する、いわば母子の最後の命のとりでであります。このセンターは、母体の集中治療室を六床、新生児の集中治療室を九床以上備え、二十四時間体制で母子を受け入れ、危険度の高い出産に対応する施設であります。現在、全国には、厚生労働省が認めるセンターは七十五カ所あり、国の整備指針では産科医は二十四時間の複数対応が望ましいとされており、今回の墨東病院では常勤医四人に加え、非常勤医師並びに研修医十一人でやりくりをしており、当直の研修医は一人でありました。

岐阜県では平成十七年に設立し、本年二月一日に指定をされており、常勤医は六名、非常勤は一名、週末は地域の開業医等の応援医師十三名で運営をされておりますが、墨東病院と同じく当直医は一人のときもあるそうでありました。

妊婦の命にかかわる出産はまれではなく、日本産科婦人科学会の調査では、十二万人分娩で三十二人が死亡し、延べ四百十七人が生死をさまよい、妊婦の二百五十人に一人が命にかかわる状態に遭遇したと報告があります。二〇〇六年夏には、奈良県で意識不明になった妊婦が十カ所以上の病院に受け入れを断られた末に死亡するなど、各地で問題が発生していることはまだ記憶に新しいと思います。

総務省消防庁の調査によりますと、〇七年に救急隊が妊婦を搬送しようとして、医療機関から十回以上拒否されたケースは全国で五十三件発生しており、救急搬送されるまでに三十分以上かかったのは二百六十四件、二時間以上は六件を数えております。産科医不足の厳しい現実が見えてくる中、周産期センターは母体や

新生児の救急医療に対応するために設置されたわけであり、実際にはその機能が十二分に運営されなかったことで、これでは安心して子供を産むことができないように思われます。

国だけではなく、県や身近な行政にも地域医療に対する責務があるわけですので、周産期センターの診療体制をピラミットの頂点とし、地域の医療機関とともに十分な連携をとり、救急搬送がたらい回しされることなく、確実に受け入れ体制を整備すべきものと思います。地域医療の先進地区と言われているこの岐阜地区では、こういったような問題は起きないのでしょうか。もしものとき、安心して子供を産むことができるバックアップ体制は万全でしょうか。現況の産科救急患者の搬送体制を含めてお尋ねいたします。

一、総務課長 それでは四つ目の御質問の産科・周産期医療傷病者の救急搬送問題についてでございますが、現在、産婦人科を診療科目に掲げている医療機関は、町内に二施設ございます。隣接の岐阜市には、公的機関を含めまして三十九の施設があります。北方町と本巣市とで構成する本巣消防管内では、議員御指摘の、全国的に騒がれているようなたらい回しの事例はありませんし、管内の医療機関にかかりつけの方であれば、通常二十四時間体制で受け入れ可能な体制となっております。

管内の産科のいとうレディースケアクリニックやモアレディースクリニック等の二次医療機関から、岐阜市民病院、岐阜大学附属病院等の二次、三次への転院、搬送を主に行っており、これ以外のケースでは数件しか事例がなく、いずれも問題は発生していないと聞いております。

岐阜県内におきましては、地域によっては産科医の不足から産科医療機関の減少傾向が見られまして、妊婦に対し適切な医療が

提供できるよう、医療機関ネットワーク体制の構築のため、本年二月に県の福祉健康部で妊婦救急搬送マニュアルが作成されまして、この運用によりまして、消防、それから医療機関の役割を明確にし、この問題に対する共通認識を持ちまして、円滑な搬送、診療ができる体制を整えております。

現状では、特にこの北方は比較的恵まれた状況にあると言っ
てよろしいかと思いますが、今後とも安心して出産に臨むことが
できますよう、町といたしましてもバックアップしてまいりたいと
考えておりますので、よろしくお願いいたします。

一、二番 安藤浩孝君 こういったような事故が北方町、また近隣の
市町にも起きないように願うばかりであります。

次に最後の質問に入ります。

本巢消防事務組合の救急体制についてお尋ねをいたします。

本巢消防は、平成二十年四月一日時管内人口五万四千六百六十
人の消防・予防・警防・救急・救助等において、私たちの生命、
財産、安心・安全な暮らしを確保するため日夜業務に励んでおら
れますことに、まずもってお礼を申し上げます。

管内、急激な都市化の進行によって、火災の発生原因や交通事
故の原因や形態が複雑化しておる中、消防行政の高度化、迅速な
救急搬送活動など、限られた人員、限られた機材の中で最大限の
効果が発揮できるよう、職員一人ひとりが創意工夫、ふだんから
の厳しい訓練において意識の高揚に努めておられる姿を、先日、
消防署において目にいたしました。若い救急救命士との面談では、
私が鳥肌が立つほど、絶対に命を守るんだ、助けるんだという強
い気持ちで体全体からほむら立つがごとく私を圧倒しました。生
と死のはざままで格闘しておる若い隊員の顔からは、白い歯を見せ
た笑顔が私の脳裏に焼きついております。

平成十八年度の県の消防白書年鑑によりますと、管内での緊急
出動件数は二千二百五十二件であります。今後、出動件数は増
加するのか、横ばいなのか、それとも減少すると思われるのか、
お聞きをいたします。

次に、現在救急車は四台保有し、町内の中署には高規格救急車
が配置をされておりますが、救急車一隊当たりの出動件数と各署
別出動件数は何件でしょうか。また、限られた救急車で対応され
ておりますが、一日に何件ぐらいまで対応できるのでしょうか。
また、患者のうち後期高齢者の割合はどのくらいでしょうか。一
刻を争う中で、搬送とともに迅速な応急処置の中、気道確保、心
肺蘇生、気管挿管など、救急救命士並びに高規格救急車のなす安
心な救急体制の中、救急救命士が乗務している割合はどのくらい
でしょうか、お聞きをいたします。

次に、医療機関への受け入れ体制についてお尋ねをいたします。
救急患者を受け入れてくれる医療機関、病院・医院等は管内に
どのくらいあるのでしょうか。管内には大きな病院はなく、管外
へ搬送するケースも多いと思われれますが、その割合はどのくらい
でしょうか。救急隊から病院等への事前連絡は、どのようなシス
テムで行われているのでしょうか。また、第三次医療機関への搬
送回数は、昨年度は何回ぐらありましたでしょうか。

一、九番通報から、収容を経て病院到着までの平均時間、並び
に平均走行距離はどのくらいでしょうか。また、この第三次医療
機関への搬送時救急救命士の乗務の割合は何%でしょうか。患者
のたらい回しのニュースがあらちこちらで聞かれますが、第三次
医療機関との何らかの協定といったものがあるのでしょうか、あ
ればお聞かせください。以上です。

一、総務課長 最後の質問でございますが、これは本巢消防事務組合

の実態についてだと思いますので、消防事務組合の方へ確認いたしました聞き取り調査で答弁いたしますので、多少の数字の誤差については御了承願いたいと思えます。

本県消防事務組合の救急搬送についてですが、まず出動件数に關しましては、一昨年まで増加傾向が見られました。救急車の適正利用の報道のおかげなどもあって、現在は横ばいか減少傾向を示しております。十二月十四日現在の平成二十年の出動件数は千七百六十件で、救急車一隊当たりの出動件数は約四百四十件です。各署別に見ますと、まず中消防署が八百五十五件、本県市にございます北分署は四百二件、それから西分署が三百九十四件、根尾出張所においては百九件ということであります。

一日の救急対応件数でございますが、過去最高、一日十八件出動したという記録があるそうです。一件当たりの救急活動は、平均で五十五分であります。毎時出動したということになれば、単純計算いたしましたして、二十四時間で一隊が二十四回の出動を行えることとなります。もちろん、最も近い岐阜中央病院でしたらさらに回転率は上がりますし、重症の傷病者の場合は特に長時間にわたるケースもありますので、一概にこの数字でははかり切れない部分があるということにつきましては御承知おきください。

参考までに、昨年一年間で二台以上の救急車が同時に運行していた件数は四百件で、最高六台の同時運行を行った日が二日あったと聞いております。

搬送患者におきます七十五歳以上、後期高齢者の割合は、二〇〇七年の搬送者二千三百三十六名中六百二十名で、約二九%であります。二〇〇八年の十一月現在では、千六百五十九名中四百九十四名で、約二九・八%となっております。

続きまして、救急救命士の乗務率でございますが、本県消防署

では一署二分署一出張所にそれぞれ救命士を三名ずつ配備しております。その乗務率は約九一%となっております。

救急患者の受け入れ体制につきましては、北方町及び本県市の本県消防管内には対応できる医療機関がありません。かかりつけの傷病者で、医師や本人の希望でお医者さんの了解がとれているときは搬送を行うことがあるそうですが、年間には数例しかございません。搬送はほぼ管外の岐阜中央病院、岐阜市民病院、大垣市民病院等へ行っているのが実情でございます。

救急隊からの連絡体制につきましては、救急隊員が専用携帯電話を用いまして、輪番制で担当となっております。医師や病院のホットラインで直接連絡をとりまして、救命士の特定行為の指示などを電話で受け、救命行為を処置しながら搬送しております。

病院到達までの平均時間は約三十二分、最短で八分です。距離については、統計上計算することができませんが、消防署から岐阜市民病院は往復大体十六キロ、大垣市民病院では約三十キロ程度であります。

かつての県病院である岐阜県総合医療センターや岐阜大学附属病院等、第三次医療機関への搬送は昨年一年間で三百十九件、本年は十一月現在で二百六十件でございます。このときの救命士が搭乗する割合については、意識障害の見られる重篤患者や心肺停止患者の搬送時で約九一%だそうです。また、第三次医療機関につきましては、県の健康福祉部が策定いたします岐阜県保健医療計画の中で、救急医療体制の確立を目的に第三次として位置づけられている医療機関でございますので、これらとの協定は特別に締結してはおりません。こういったものは、現在この計画に基づきまして位置づけられておりますので、不要であるように考えております。以上でございます。

一、二番 安藤浩孝君 十四項目にわたって御答弁いただきまして、ありがとうございます。

大変満足なる数値が示されて、安心をいたしました。

一日平均六・一七回という割合の出動ということで、管内人口割にしますと二十四人に一人が救急車のお世話になっておるということでありまして、羽島署・各務原署管内を見てみますと、三十人とか三十五人というのに比較しても、大変本巣消防は繁忙な環境下での救急活動をしておいでになるということが改めてわかりました。

また、後期高齢者の割合が二九%ということで、一層高齢化社会が進んできておるなというデータにもなるうかというふうに思います。

現場到着時間も六・九分、收容所要時間三〇・八分ということで、県内の各消防署を見ましても、本当に本巣消防管内、南北に長い非常にハンディキャップがある中、よその岐阜、羽島、各務原署と比べても遜色のない結果が出ておるわけでございます。

救急救命士は今現在十二人おいでになるということで、これも人口の割合で見ますと、本巣管内は四千九百九十一人の住民に一人の救命士、岐阜市になりますと一万四千五百三十六人で一人ということですから、かなり救命士の割合が高いということで、特に三次医療へ三百十九件搬送されておるということで、救急救命士の乗務の割合が九・一%ということですか。これも各消防署と比較しましたけどむちゃくちゃ高い数字で、安心して救急車に乗っていただけ、安心ということもないんですけど、そういったこともあろうかと思えます。

特に、三次医療の搬送時は本当に一刻を争う事態ですので、救急救命士の乗務は本当に重要視されると思えます。一〇〇%とい

うわけにはいきませんが、できるだけ、少しでも乗車率を上げていただくように、またひとつお願いしたいと思います。

蛇足であります。実は私の友人が数年前にスズメバチに刺さく死ということで、大変危険な状態だったんですが、たまたま本巣消防の高規格救急車がありまして、そして当時まだ救急救命士は少なかったんですが、たまたま救急救命士が乗っておいでになって、三次医療の方へ搬送のときに適切な処置をしていただいて一命を取りとめたということを知って、感謝をしておる次第であります。

ということで、以上、私からの質問を終わります。ありがとうございます。

一、議長 次に、福井裕子君。

一、五番 福井裕子君 おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、今回、四点の質問をさせていただきます。

まず最初に、定額給付金につきまして質問させていただきます。政府は、二十日の臨時閣議で、二〇〇九年度予算の財務省原案を各省庁に内示されました。百年に一度の未曾有の危機に対応し、一般会計過去最大の八十八兆円が計上され、厳しい財政状況の中で景気に配慮された生活者対策、中小企業対策、雇用対策、地方への手厚くした予算編成となっておるのを目にしております。現実、この岐阜県下におきましても、大手の会社の人員削減での失業、また不景気での給料削減、ボーナスも出なかった会社もあると聞いております。すぐ隣の西濃地域が最も厳しいとも、昨日聞きました。

こんな当面の経済悪化している局面で、景気回復、そして国民

生活を支えることを最大の対策として、定額給付金が家計緊急支
援対策費として、また二〇〇八年度第二次補正予算に二兆三百九
十五億円が計上されたところでございます。この経済対策には、
ばらまきだ、消費に回らないとの批判がありますが、急激な物価
上昇に対応するための生活支援対策を「ばらまき」という一声で
片づけることができるほど国民の暮らしは楽ではありません。ア
メリカ発の金融危機が経済に影響を及ぼしている景気後退局面で、
皆さんは不安を抱いております。批判する人たちは、生活者の声、
また現実を見ていない無責任な人たちとしか言いようがありません。
私の周りには、年金以外にボーナスなんてもらったことが
ない。助かる」との声。また、私はいただくまで死ねないわ
との声、そして若いお母さんたちは、心から待ち望んでいます。
だって、食料が高くなったから本当に助かります」と言われま
す。町長は、この期待されています給付金をどう思われています
か、お伺いいたします。

また、給付金方式には市町村に丸投げでけしからんという首長
さんも、以前テレビ等でインタビューに答えておられました。が、
実施の方法については、政府の実施本部が地方の声を聞きながら
詳細な指針を提示されると聞いております。北方町でも短期
間の実施に向けて取り組みまれていると思えますが、どのよう
な計画かお聞かせください。よろしくお願いいたします。

二つ目の質問ですが、生ごみ減量につきましてまた質問させて
いただきます。

九月議会に、中村議員が段ボールコンポストについて質問され
ました。実は私も、七月に四十人ほど、北方町のリサイクルセン
ターをお借りいたしました。大平課長にも応援していただき、

我が家から地球温暖化を考える」と題しましてプチセミナーを

開催させていただきました。パンキン」という雑誌の中に書
かれてあったことを目にいたしました。開催しようと思いつきま
した。

ここで、本に書かれてあったことを紹介させていただきます。

ほんの少しの不便、ちょっととした苦勞こそがむしろ大事」と題
しまして、CO₂はどこから排出されてくるのか。もちろん私た
ち生き物が呼吸することによっても二酸化炭素は出されるのだが、
これはそれほど大きな量ではない。圧倒的な量のCO₂を排出す
るのは、やはり発電所である。つまり、電気を使えば使うほど大
気中のCO₂はふえていくことになる。もう一つつけ加えると、
ごみの焼却でもCO₂はふえていくことになる。もう一つつけ加
えると、ごみの焼却でもCO₂は排出されるから、当然ごみの量
がふえるとCO₂も増大することになる。そんな現実を知りなが
ら、常に利害関係が渦巻く世間では、目先の利益を求める余り、
時には経済発展を優先してしまう場合もあり得る。ならば、私た
ちができることから始めるしかないだろう。個人で、家庭で、地
域で可能なことから手をつけていくのだ。例えば、毎日の買い物
でレジ袋を使わずマイバッグを利用すると、確実に一枚のレジ袋
を節約できる。一年間で三百六十五枚である。百万人が行えば年
間三億六千五百万枚、とてつもない枚数である。これらを製造す
る際に排出するCO₂、ごみとして焼却する際のCO₂排出が減
少するわけだ。ただ、初めの一枚をスタートさせなければ三百六
十五枚にも三億六千五百万枚にも届かない。だから、まず私が始
めないといけないと続けますけれど、そういった内容でございま
す。レジ袋に関しては、古田知事も、こんなにお金を使わず多く
の人たちに賛同を得て推進できたことに感謝し、またこんなに効
果が出ることは、厳しい財政のもと、英知を絞って工夫して今後

も取り組んでいくべきと語っておられました。

本題の段ボールコンポストのことなのですが、大垣市の女性中心のNPO法人が大きく推進しておられます。また、八戸市のホームページをのぞいたところ、平成十六年から段ボールコンポストを利用して生ごみの減量化、堆肥化に取り組んでみえます。八戸市の内容を言いますと、モニター募集しております。それは、五年の調査で確実に多くの人たちの推進の輪が拡大されている調査に、私もびっくりいたしました。

私も八月より実際使っております。使用中、カビやら虫発生にも解決策はあり、一日一キロぐらいの生ごみがピートモスともみ殻くん炭をまぜることによって熱が発生し、生ごみが消えて堆肥化していく過程は不思議ですし、また楽しさも感じられる今です。段ボールコンポストで生ごみ削減も地味なことですが、着実に生ごみの削減となっております。北方町の住民の方々に、一日も早く、ほんの少しの不便、ちよっとした苦勞をしていただき、ごみ問題待ったなしの状況を知っていただくためにも推進していくべきと考えますが、お聞かせください。

三つ目の質問です。地域包括支援センターの強化についてということなのですが、今や北方町のみならずひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、また常に注意が必要な高齢者がいる世帯等が年々増加している中で、高齢者が住みなれた地域で安心してできる限り自立したその人らしい生活が送れるよう支援していくための総合機関として地域包括支援センターが開設されて、本格的に運営がされているところでございます。

地域包括支援センターでは、私も大変お世話になっております。母の言動に異常が起き始めたころ相談に走り、多くの指導をしていただきました。高齢者やその介護の日ごろの悩み事や心配事を

とりあえず駆け込む相談機関があることは、これほど心強いことはありません。医療・保健・福祉・介護に関するさまざまな相談をすることができ、行政・民生委員・ケアマネジャーや医療・保健・福祉機関とのさまざまな専門職が連携し合って、私たちの生活を守っていただく機関と考えます。

しかし、北方町は三人の方で対応してみえると思いますが、相当忙しいと見受けました。電話相談、そして家庭訪問と、かなりのオーバーワークと見ております。相談の内容は多様と思われるし、ストレスを抱えた人たちの声に耳を傾け、不安を取り除く内容の仕事が多いと考えます。現在の対応日数は、月曜日から金曜日午前八時半から午後五時三十分までとなっております。このウイークデーの対応が相談数の圧縮、そして仕事量の圧縮になると思いました。

ひとり暮らしの高齢化や高齢者のみの世帯では、体調の急変など生死にかかわる緊急の場合から、ちよっとした体の異変なのかどうか判断がつかない場合、また高齢者や介護家族の日ごろの悩み事、心配事は二十四時間続きます。相談者にとっての希望は、やはり三百六十五日二十四時間体制が整っていれば安心できると思います。しかし、現在の人員を考えますと、現実的には困難です。されど、北方町も相談体制等の整備を推進していくことが課題と考えますが、現在どのような状況でありますか。また、希薄傾向な地域社会にとって、トラブルが起こり、若い世代から高齢者に至るまで心のケアが必要とされている今、地域包括支援センターの二十四時間三百六十五日の対応の相談体制についてどう思われますか、お聞きいたします。

最後になります。妊産婦健診の公費負担についてであります。妊産婦健診の公費負担について、昨年の十二月議会でも回数

拡大をお願いし、今まで三十五歳未満で出産される方に対しては二回の無料健診、そして三十五歳以上で出産される受診者の場合は三回だと記憶しております。それが、今年度から年齢が撤廃されました。今回、さらなる拡大をと思ひまして質問させていただきました。

新しい経済対策に盛り込まれております妊婦健診十四回分の公費負担、すなわち十四回分は無料とするということが上がっております。厚生労働省によると、母子の健康のため、妊婦にとって望ましい健診の回数は十四回とされており、平均的な健診費用が一人当たり約十二万円もかかり、二子、三子目となりますと、経済負担にもなり、健診の回数がだんだん少なくなっております。それで、先ほど安藤議員が事例を述べられました。やがて母と子の危険な状況になるニュースも少なくありません。今後、妊産婦健診への助成が十四回に拡大された折には、実施等については市町村に任せられております。妊婦が安心して出産、そして子育てができる環境を整備している北方町としては、どのようなお考えをお持ちなのかお聞きします。

一回目の質問を終わります。

町長 四点にわたって議員から御質問をいただきました。

私からは定額給付金についてお答えして、残余の問題につきましてはそれぞれの担当の課長からお答えをさせていただきます。で、よろしく願いをいたしたいと思います。

この定額給付金について、議員は町長としてどういう認識を持っておるかということと、具体的に北方町でどういう事務手続を進めていくかという二点の御質問だというふうに承知をいたしております。

定額給付金について、いろいろな御意見があることは事実でございますが、しかし年が明けますと、第二次の補正で具体的にこのことが提案をされることになり、本日の新聞を見ておられますと、総務省が細かい内容についての指針というものを発表いたしておられるわけでございまして、大体今まで新聞紙上等で報じられておられるような内容の給付金という形になるのかなというふうに思っております。

それで、それに今反対だとかどうとかと申し上げてもいたし方のないことではございますが、ただ先月、十一月二十五日でしたか、全国の町村会の大会が行われました。非常に会場の雰囲気は異様でございまして、私これで二度目、その全国大会に出させていただくわけではございますが、前年と違って非常に嫌悪な空気ではございました。麻生総理が来賓であいさつをされましたが、非常に激しいやじが飛んでおりましたし、就任早々でございますから、就任をお祝いして万歳をやりましょうという呼びかけでございますが、三分の一ぐらいはそれに賛同をしなかった町村長さんが多かった。つまり、相当、地方の町村長の立場からいたしますと、この定額給付金の支給方法について、地方に負担を強いるということに対して不満があるのではないかと承知をしておられるわけでございます。現実、全国の町村会といたしましても二回ほど、その後、文書により、地方に事務量の負担をかけるなどというようなことを中心にした要請を総務省あてに提出しておられるという報告を聞いておられるわけでございます。

さて、そこで具体的に北方町でどういう給付手続をとるかというお話でございますけれども、現在の段階では、何分にも年明けからの国会において第二次補正という形で提案をするということではございますから、今、私どもでどうしようという、ない知恵

を絞りましてもいたし方ないことでございますから、その結果を待ちたいというふうに思っておるわけでございます。

ただ、この定額給付金を給付いたしますには幾つかの法律の改正が関連して必要になってくるようでございますから、今の国会の与野党の関係を見ておりますと、果たしてスムーズにいくかどうかということは大変心配いたしておるわけでございます。と同時に、これが長引きますと、年度内に政府は支給をしたいということでございますが、年度末の慌ただしいときに税金申告等もあるわけでございますから、こういう小さい役場にとっては大きな事務量の負担になる。つまり私は、せっかく給付をしていただけるのなら、もう少し時期を見て即断をしていたらありがたいなというふうに、率直な感想を持っておるところでございます。

現在のところでは、十二月九日でございますが、県から各市町村へ概略の説明がございました。その内容は大体きょうまで報じられておるようなことでございましたが、まず資金の一〇〇％は国庫補助で行うということ。それから二つ目には、支給に係る基準日、準備はばらばらではなくて全国統一的に定めるので、それに従ってほしいということ。それから三つ目には、受給権者は世帯主ということになっておるようでございます。また、その給付の対象者につきましては、住民基本台帳に記録されている者のほか、外国人登録原票に登録されている者というふうになっておりまして、細部についてはさらにその時点では総務省は検討中だということでございます。ただ、きょうあたりの新聞を見ておりますと、二月一日現在で支給対象を決めるようでございますので、これがまた出入りが毎日あるわけでございますから、住民の側にとっては非常に混乱をするでしょうし、そのことによって私どもの窓口も大変煩雑であり、混乱の事態が出てくるのではないかと。

できるだけスムーズにその処理ができるように、担当課に申しつけておきたいというふうに思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、重ねて申し上げて恐縮でございますが、具体的な内容につきましては国会の議決を待つわけでございますから、議決を待って、また町村会、あるいは県等の指示に従って、できるだけ住民の皆さんに迷惑をかけないように、そして私どももできるだけそのことによって事務が混乱しないように、全力を挙げて対処いたしてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

一、参事兼都市環境農政課長 それでは、私からは段ボールコンポストの推進についての考え方をということでございますので、お答えをしたいと思います。

議員おっしゃったとおり、これについては九月の定例議会で中村議員からお尋ねがありましたとおりでございまして、地球の温暖化対策の一環であったり生ごみの減量化の一環であるということ、積極的に取り組んでいきたいというふうに受けとめております。

それで、九月以降でございますけど、早速善後策ということについて検討しておりますが、岐阜県内におけるコンポストの配給元というものは大垣市の環境市民会議ですか、こういうものを通じましてエコステージおおがきという団体が取り扱っておるようでございます。

そこでちょっと問題になっておりますのは、段ボールコンポスト以外の資材でございますけど、そういうものがワンセットになるわけでございますが、資金面の問題、コストの問題から、それが数セット分が一つの単位になっておるわけですね。実際、使用になりますと、それを一セットごとに区分して利用するというこ

となるわけでございますけど、それをやるために手間と時間、経費もかかるんですね。これをやっていただけのような事業者とか団体、こういう方の御協力がないと、せっかくのものが生きた形で活用できないということが課題でございますので、これらの問題を整理して前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、まだ新たなことでございますので、他市町、今お話にありましたように八戸市等でございますけど、これらの実施状況を皆さんに紹介して、スムーズな導入に向けていきたいと。その中で、お話にあったようなモニター制度も取り入れておりますし、大垣市の団体、こういうものも具体的な交流を図って、せっかくのことですので、住民に根づいていくような事業に展開をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

一、福祉健康課長 失礼いたします。

第一番目に、包括支援センターの相談機能の強化についてお答えをいたします。

御指摘のとおり、地域包括支援センターは十八年の介護保険法の改正により創設されたものでございまして、保健・医療・福祉の専門職三人に加えて調査員三名を配し、現在六名で運営をしております。その事業は、介護予防事業、総合相談や高齢者の権利擁護事業などを行う包括支援事業と、それに加えて介護認定業務を行っております。高齢者からの電話相談がありましたら、自宅へ訪問し、できる限り迅速に対応をしております。相談内容は年々複雑化しておりますので、一度の電話だけでは解決しない事例が多くなっております。それにより、電話をかけ直したり、家庭訪問や地域ケア会議で検討し、対応策等を話し合っ、解決に向けて努力をしております。

次に、二十四時間対応の電話相談につきましては、現在、包括支援センターは単独施設で運営しておりますので、夜間の職員体制がとれない状況になっております。そのため、補足する体制といたしましては、ひとり暮らし高齢者には夜間や休日の緊急の連絡先を役場にしてくださいという周知をしまして、担当職員には二十四時間連絡が役場からつくように連絡体制をとっております。また、広域でも大和園居宅介護支援事業所で高齢者の全般にわたる家族の相談にも応じております。

それから、現在、家族や本人からの相談件数は、今までで全体では四百七十七件ありますが、そのうち七十二件あります。この件数は昨年の家族、本人からの件数を超えてきております。それによりまして電話回線等をふやし、常に事務所には職員がおり、電話相談に当たれる体制をとっておりますが、御指摘のとおり相談や来客等が重なり御迷惑をかけたこともあったと思っております。今後は介護予防事業の進捗やふえ続ける相談内容を十分把握しまして、それにあわせて包括支援センターの二十四時間相談体制を初め運営体制の増強、充実を検討していきたいと思っておりますので、御理解をよろしく願います。

次に、妊産婦健診の拡充でございますが、今まで妊産婦健診につきましては、自治体によりまして十五回から二回と取り組みがばらばらでございまして、格差があるということから、厚労省では妊産婦健診は十四回程度が必要だというような答申を受けまして、今年度から、先ほど御指摘がありましたように、六枚にふやして積極的に受診を促してきております。一昨日の財務省の予算内示で、来年度からは出産・子育て支援の拡充策というような形で、妊婦が健診費用を心配せずに十四回程度の健診を受けられるよう財政支援策が発表されております。

北方町は、年間二百人前後の出生があり、県内では出生が多い町となっております。来年度からは国の指針に沿った受診回数を助成し、定期健診の未受診者の妊婦さんの飛び込み出産をなくし、安全な出産・子育てを積極的に支援していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。以上です。

一、五番 福井裕子君 ありがとうございます。

町長におかれましては、時折、若干定額給付金につきまして皮肉めいたようなお話をされているのを二回耳にしましたので、改めてこういった住民の声に、どういうお気持ちでおられるのかなというところでお聞きしました。補正予算が通った際に進められるというお話で、スムーズにいくためにはいろんな部分で早く準備をしていただけたらなあというふうに思っております。本当に皆さん待ち望んでおりますので、よろしくお願いいたします。

段ボールコンポストにつきましては、私も、だれかやってくれないかなあみたいな状況で少し動かさせていたんですけど、なかなか地味な運動になります。けれど、ほかっておいてもごみは減らないし、そういった中でもっといい効果が出るようなものがあれば推進していただきたいと思いますが、とりあえずごみが多い。本当にごみを減らしたいという北方町の思いを住民の方に知ってもらうためにも、モニター形式をとりながら意識の拡大をしていくのも一つの方法かなあと思いましたので、どうかよろしくお願いいたします。

また、地域包括支援センターの件なんですけど、本当に助かりました。こういったセンターでの役割等を皆様知っておっていただいているのかなあというような気がします。私がたまたま使ってみて、こんなことも、あんなことも対処してくださるんだから、相談を受ける側にとっていつもこれは紹介しております。紹

介するということは仕事を多くしてしまっているような状況なんですけど、職員の方とかパートであられる方、そういった方たちが疲労こんぱいの姿を見ると、言っていくのが申しわけないなあというような気さえしております。どうか人件費等々大きく予算的な部分で、厳しい折、大変かと思いますが、やはり大事な部分をしっかりと見ていただきながら編成をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また二十四時間体制にいたしましたのは、役場を通じながら、保健師さん、そういった方たちに連絡をとってみえるということには知らなかったもんですから、本当に課題が大きいと思いますが、北方町は高齢化というよりもひとり暮らしの高齢者が多い町だということ、若い人の町かと思っていたんですけど、多いということを聞き、やはりこういった対策もすぐさま練っていかないとやらないんじゃないかなというふうに思いましたので、提案させていただきます。

あと妊産婦健診の件につきましては、これはもう一回答弁をいただいたと思うんですけど、これは十四回に、そういった部分で提唱されたときには、当町の方も実行されることになると思っております。その部分だけお答えしていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

一、福祉健康課長 妊産婦健診の回数でございますが、国の指針の十四回という形で町の方も実施をしていきたいという形で取り組めますので、よろしくお願いをします。

一、五番 福井裕子君 ありがとうございます。

ホームページの方を見ましても、子育て支援対策として北方町がるる上げられております。これを聞かれた、これから産もうかなあという方たちにとっては本当にうれしいことだというふう

思っております。ありがとうございます。よろしく願います。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

一、議長 五分間休憩をいたします。

午前十時五十一分 休憩

午前十時五十九分 再開

一、議長 それでは再開をいたします。

日比玲子君。

一、九番 日比玲子君 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

まず初めは、無保険の子供たちに保険証の交付をしていただきたいということ、この件については町長に質問をいたします。

住民世論と運動で厚生労働省を動かし、九月に全国調査が行われました。その結果、無保険の子供たちは三万二千人いることが判明をいたしました。そこで、十月三十日付で厚生労働省は「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」という通知を出して、子供のいる世帯への機械的な資格証明書発行をしないように求めました。そこで、十二月十九日、これらの無保険の子供たちを救済する改正国民健康保険法が全会一致で可決をされました。

一体、岐阜県ではどうなっているのでしょうか。これは、九月十五日現在の県の国保課の出したものであります。国民健康保険の加入者世帯は三十二万八千九百九十六のうち、滞納している世帯は五万一千三百七十五、資格証明書の発行は五千三百八十九世帯です。北方町の国保の加入者は三千二百五十三世帯のうち滞納している世帯が百三十八世帯です。そしてそのうち子供のいる世帯が

十一世帯、乳幼児が六人、小学生が八人、中学生が二人です。北方町では、滞納世帯の数は県下で六番目、子供のいる世帯にこの資格証明書を発行しているのは県下で五番目に高いということがあります。そして、県下で四十二市町村あるんですが、その中で資格証明書を子供のいる世帯に発行しているのは十七自治体だけで、あとは子供がいるからということ、短期的でもお金を払って保険証をもらっている世帯もあるのではないかと思います。そういう実態であります。子供に罪はないと思いますし、児童福祉法の見地からいっても、当然保険証を発行してあげるべきではないでしょうか。

なぜこういうことが事態として生まれてきたのでしょうか。

その一つは、一九九九年に国民健康保険法を改悪して、一年以上の滞納世帯から国民健康保険証を取り上げ、資格証明書の発行を市町村に義務づけたわけです。そして二つには高い保険税です。経済状況の悪化で、払いたい、でも生活が苦しくて払えないというのが現状だと思います。中には悪質な人もいますが、こうしたことに対して、国も国民健康保険法を改正して、中学生までの子供に対しては親が払えなくても保険証をあげようということになりましたので、北方町としてもぜひ無保険証の子供をなくしてほしいと思いますので、保険証を発行していただきたいという問題です。

そして二つ目は、町で雇われています。パート労働者の身分保障について、これも町長にお尋ねをしたいと思います。

二〇〇八年の四月にパート法が改正をされました。その主な改正内容は、通常労働者と同視すべきである。短時間労働者への処遇の差別を禁止する。正社員との均衡措置の確保、正社員化への転換の推進などあります。

では、北方町の職員の任用形態はどうなっているのかということ、これも資料をいただきましたが、正職員は十九年度で百三十五名、二人減りましたので二十年度は百三十三名です。育休は八人が九人にことしはなっています。嘱託職員は昨年度に比べて一人減り二十人になっています。日々雇用職員の保険加入の対象者では、昨年より四人ふえて三十三人になっています。保険対象にならないパートがまだいます。国の集中改革プランで正職員はふやせないと思いますが、この方たちで数字的に見ると、パート職員をこの二年間で見た場合、ふやしているということが明らかになってくると思います。

では、一体その単価がどうなっているのかという問題です。

町では、学童保育の指導員は一時間当たり千五百円、包括支援センターの職員は千三百円、これは日々雇用の単価です。都市環境のパートは一時間八百五十円、用務員は七百三十円、そのほかに数に入っていないパート職員、例えば各小・中学校の図書館の司書ですが、整理員、それから一般事務補助は七百三十円です。岐阜県の最低賃金単価は上回っていることは明らかだと思いますが、今言ったのは北方町の単価ですが、全県の調査では岐南町が九百二十六円、笠松町では九百四十円、ここが一番高いところです。

では、どういう単価の割り出し方をしていますかといいますと、中日新聞に掲載された「大寺院待遇改善へ初の基準」というのが出ておりましたが、これは非常勤職員の給与に関するガイドラインというところで、その単価というのは行政職の俸給表の二級の一号俸、十三万五千六百円、高卒で入った場合の単価です。これを割り戻していきますと、十三万五千六百円に十二を掛けますと百六十二万七千二百円、五十二週あるということで週五日で二百

六十日、これを割り戻しますと日給で六千二百五十八円、そしてこの六千二百五十八円を八時間で割りますと七百八十二円二十五銭になります。これはボーナスは入っていないわけですが、今度ボーナスを含んで、正職員であれば四・五カ月高卒の初任給でいただけるわけですが、これを一時間当たりに直しますと千七百五円になります。せめて千円にするとか、でなければ八百円にでも引き上げを図っていくべきではないかと思っています。正職員と同じ形で働いているわけです。確かに事務補助だとかなんとか言っていますけど、そういう形で一生懸命みんなと働いて、北方町のためにやっているわけですので、上げてほしいということ、それから予算とか決算の中でもパートの日々雇用の人たちというのは、人件費と見ないで物件費で計上されているわけですよ。こういうのも今問題になってきている派遣切りの問題とかそういうのも含めて、人として扱うのではなくて物として扱っているという、これは国の法律かもしれないかもしれませんが、そういう形がありますので、せめて日々雇用の七百三十円の人たちを少しでも引き上げていただきたいと思っています。

それから三番目は、後期高齢者の未納対策についてであります。今年度四月から、七十五歳以上の高齢者すべてから県一本の広域連合で保険制度が始まりました。年金の月一万五千円の方は年金から天引きをする、引けない方は普通徴収が切られるわけであります。そこで、北方町の九月三十日現在、その対象者は、千三百四十一人のうち特別徴収は千九十人、普通徴収は二百四十二人です。そして、二割・五割・七割の軽減を受けている世帯は四百八十六人、対象者の三六%に当たります。すこやか健診の問題は九月議会で質問いたしました、受けた人は百二十一人、わずかに高齢者の九%に当たります。

滞納している人がこのまま支払いができなければ、国民健康保険と同じ資格証明書の発行になります。この制度が始まる前は、たとえ滞納していても七十五歳以上の高齢者から保険証を取り上げることは法律で禁止されていたのです。資格証明書の発行になれば、医療にかかれば全額負担になります。年金も少なく、普通徴収さえお金がないため払えない高齢者は、本当に残酷だと言わなければなりません。こうした高齢者に、今の経済状況から考えても、ますます追い打ちをかけることになりません。お金もない人は医療にもかかれず、野たれ死にするか、医療難民ができてしまうことになりかねません。

県一本の広域連合は、もとす広域と違って身近に感じられませんが、この保険制度の議員というのは、市町村の長などが主な議員になっていきます。北方町からは室戸町長が議員だと思えますが、今度、来年の二月十八日に予算議会があるそうでありますので、この払えていない人、多分、北方で十一人でしたか、そういうことを含めると全県で三けたぐらいいは出るのではないかと思いますので、ぜひこの問題を議会に出して、どうするのかということをやってほしいということ、町としては十月の時点ですうっと未納の方がこれだけいると言われていますので、その対策をどうするのか、その二点で質問をいたします。

次は、歩道の整備についてであります。

渕之上線の糸貫川右岸に横断歩道をつけていたかどうかという問題です。昨年の町議選のアンケートでも意見が寄せられて、当局にお尋ねをいたしましたがおままだままになっていました。

そこで、十月二十七日、私は七時半から八時四十五分まで渕之上橋に立って調査をいたしました。そこで、高校生の自転車乗りが百九十七人、高専の人もおりましたが、大人の自転車乗りが二

十七人、歩行されて横断した人が十一人、単車が三台で車が右折か左折をするので五台でした。これほどの人たち、朝ですので高校生が主になりますが、たくさんの方が通っていくわけです。

びっくりしたわけでありませんが、これは西と東に信号がありません。そこで信号を待つて渡るといっても、車のない合間を縫って横断してしまうのです。本当に危なかったです。アピタが開店すると、今度は高齢者、あるいは婦人などがここを通ると思われまます。調査して思ったことは、左岸よりも右岸の方が多く通りますので、ここにやっぱり歩道をつけていただきたいと思えます。以上です。

一、町長 それでは、日比議員に順次お答えをさせていただきます。思っております。

まず国民健康保険の問題につきましては、御案内のとおり、この制度は世帯主義をとっておるわけでございますから、国保税が一年以上滞納になりますと、子供も含めて資格証明を交付するということになっておるわけでございますが、今回の法改正によりまして、中学生以下を対象外として有効期間六カ月の短期被保険者証を交付するというふうに改められたわけでございます。したがって、本町といたしましてもその法律の趣旨に沿って、二十一年の四月一日実施をすることになっておりますので、その方向で努力をいたしてまいりたいと考えておるわけでございます。

ただ、このことによって問題点もやっばりあるわけでございます。例えば収納率への影響が懸念されることは否定できないこととでございますし、また被保険者証を交付する年齢につきまして、この法律は高校生を対象から外れておるわけでございます。率直な疑問として、高校生と中学生とで差をつけるということの理論的根拠といえますか、法律の本来の趣旨からいいますと、収入

がないのは中学生でも高校生でも同様でございますから、この点の矛盾をどうクリアしたらいいかという問題が今私としては考えられることではないかというふうに思っておりますところでございます。

収納率の問題につきましては、払わない人と払えない人をしつかりと見きわめて、滞納処分や減免、あるいは徴収猶予など、それぞれの皆さんの生活状況に応じた具体的な納付相談を、従来にも増して取り組みを強めていきたいというふうに考えておるわけでございます。

交付対象年齢につきましては、今申し上げましたように、私はやっぱり十八歳未満、高校生から対象とする方がその正当性といえますか、妥当性があるように感じますので、北方町においてはその方向で検討をさせていただきたい。もし北方町でそういうことができるということに、法的に、あるいは何かの規制があるようにございますと、ここでお約束することはできませんけれども、検討の方向として、やっぱりこれは高校生まで短期被保険者証を発行して対応する方が、私は法の理論性からいっても正当性があるんじゃないかというふうに思っておりますところでございます。それから、日々雇用の職員の賃金についての御指摘でございます。

大変お心遣いをいただいて恐縮に思うわけでございますし、私自身も意識して今御指摘があったような格差や差別を行っておるものではないと思いませんけれども、この辺は今日までの経過もございまして、非常に難しい問題を抱えておるといふふうに認識いたしております。

ただ、お話がございましたような事務関係の職員につきましては、長い間六百九十円のままでもございましたけれども、皆さん方

の御理解をいただきまして十九年度から二十年度、それぞれ上げさせていただいて、せんだって来年度の予算の編成の事前相談を内部でいたしております、二十一年度も上げていこうということを確認させていただいております。八百円程度上げていきたいという気持ちはございますけれども、今までの賃上げ率等を勘案いたしました、当面、二十一年度は七百五十円で御了解をいただいております。二十一年度は七百五十円です。二十一年度については七百五十円でお願いがしたいなど。それ以降についても、議員の御趣旨に沿って順次引き上げを図っていくように努力いたしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

大変重要な問題でございますし、今近隣の市町との比較をいたしましても、北方町は低い状況にあることを承知いたしておりますので、近隣の市町とのバランスを欠くようなことのないように配慮いたしてまいりたいと思っておりますところでございます。

有給休暇につきましては、これは今は申しわけありませんが、与えておりませんが、法律の定めるところによりまして六カ月以上継続勤務をいたしております場合には、全所定労働日の八割以上出勤した者について付与することが原則として決められておりますから、このことは徹底を図ってまいりたいというふうに思っておりますところでございます。

社会保険につきましては、それぞれの給与を取っていらっしゃる方の事情もございまして、お支払いすることにやぶさかではございませんが、そういう人たちの立場、御希望も考えて、本人の希望を大切に尊重していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。次第でございます。

それから後期高齢者医療制度の未納者に対する対策といえます

か、対応の問題でございますが、これも非常に悩ましいところでございます。

ただ先ほど言いましたように、納められない人と納めない人をしっかり見きわめて、今まで同様にそれぞれの個々の事情、相談に乗るようにいたしましたして、それぞれの生活に合った納付が図れるように、たとえ少しでも分納をしていただければ短期保険者証を発行するというような形にしていきたいと思っております。資格証明などは極力避けたいというふうに思っておりますけれども、中には三百万ぐらい国保で滞納していらっしゃる方もあるわけでございます。これを資格証明なしでは、ある意味平等の原則といえますか、そういうものの立場から判断をいたしますと、そういう対応をして果たしていいものかどうかという現実的な悩みもあるわけでございますが、いずれにしても後期高齢者等の保険税が納められないことによってその人の生計が成り立っていないというふうな事態だけは考慮しなければならぬというふうに思っておりますので、できるだけ担当課の方としましてその納税者の立場に立って御相談をさせていただくように、これからも相談活動を充実していきたいというふうに思っております。

それから後期高齢者の議会について、町長も議員であるのでこの問題について発言をせよという御叱責でございますが、これもやっぱりお互いに同じ立場に立っておるわけでございます。日比さんのおっしゃるように、何とか減免をするという方策を要求することはできませんけれども、現実の問題として、そういう対応が現実的であるかどうかという問題が一方であるわけでございます。それから、慎重な対応をしたいというふうに思っておりますが、後期高齢者のそれぞれの市町においても、今申し上げたような親身

になった取り組みというものはなされておるわけでございますが、そのところをしっかりと納税者の生活実態を見きわめて対応するようなお願いは意見として申し上げておきたいというふうに思っております。以上でございます。

一、総務課長 それでは、日比議員の四つ目の質問でございますが、渕之上線の糸貫川の右岸に横断歩道という御要望でございますが、現在、アピタ北方店の北側を通ります町道四百号線については、現在、ヤマニフルーツ交差点と主要地方道北方多度線（通称縦貫道）との交差点に横断歩道を設けております。

日比議員要望の渕之上橋西側の町道四百三十四号線への横断歩道の設置要望につきましては、近年、特に健康増進の機運も高まりつつありまして、朝夕のウォーキングによる町民の横断や、岐阜高専、岐阜第一高校、本巣松陽高校の生徒たちの通学路として利用されておられるのを見受けます。しかしながら、御存じのとおり横断歩道などの交通規制につきましては、一括県の公安委員会での地域の調整事項でありますので、現状等、再度調査いたしまして、公安委員会の方へ要望はしていきたいと考えております。以上でございます。

一、九番 日比玲子君 町長に答弁をいただきました無保険の子供たちのことでありますが、ぜひやっていただきたいということですが、けれども、高校生以下は私も妥当だと思いますが、あるところをやっていますので、それどこかちょっと忘れちゃったので、調べてまたお知らせをいたしたいと思います。高校生だともうそんなに病気にもかからないと思えますので、気持ちとして、できたらよろしくお願いをいたしたいと思います。

それから職員のパートの人たちの年次有給休暇について、私ちょっと質問するのを漏らしていましたが、町長の方から答弁をい

たきましたけれども、六カ月以上であればその対象になりますので、ぜひそういう方向で進めていただきたいと思います。

歩道の整備については、早急にやっていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

一、議長 次に、田中五郎君。

一、十番 田中五郎君 十一時二十五分になっております。

議長のお許しをいただきましたので、これから十二月議会の私の一般質問をさせていただきます。

二〇〇八年、町長を初めとする執行部の皆さん方には、北方町の皆さんのために今日まで一生懸命努力されてこられましたことに、まず感謝と御礼を申し上げます。

二〇〇八年度は大変厳しい、特に米国の金融危機により世界経済は不況に陥ってまいりました。また、そのために需要が低迷し、景気は後退する現況であります。

国内の大手企業、トヨタを初めとする自動車業界、またさらには電機メーカー、ソニー、東芝、日立、あらゆる電子メーカー等がいわゆる経営困難になっております。県下でも、イビデンを初めとして太平洋工業、さらには前議員がおっしゃられていました大野町の企業等、我々地域に関係している大中小企業が大変厳しい状態に置かれております。そして、正社員、派遣社員は削減されるに至っております。

この異例な大規模なリストラ等が相次ぎ、恐らく失業者も増加し、雇用の見通しも先行きが不安ではなからうかと思っております。また、このような状況下の中で、国民、また私たちの関係する地域の住民にとっても、消費する心理は冷え込み、生活への需要は低迷をしております。

この景気の悪化の状況下、また本年秋葉原で起きました無差別殺人事件等、人の持つ心の心理がわからない殺人事件が後を絶たないままであります。さらには、コンビニ等の窃盗事件、特に高齢者をターゲットにした振り込め詐欺事件が増加し、岐阜県は全国で五番目に入る犠牲者が多くなっております。このような不安な社会状況であります。これからも、国内外とも厳しい状況を見据えていかなければならないと思ひます。

このような中、町長初め執行部は平成二十一年度の予算編成に当たられます。特に、第六次総合計画の立案に向け、進められていきます。このような時代の中、私は町民が多少なりとも安心して生活できる町、ソフト的で安全な環境づくりが大切ではなからうかと考えます。特に、町民と共助できる、そのような町を保持し進めていくことが、この厳しい時代を乗り越える重要な課題ではなからうかと考えております。

このような現状の中、大きな財政を求めんことはできませんが、今後の我が町の現状を眺めて、それらの政策、事業の一端について、これから三点について御質問をさせていただきますので、御明確なる答弁をお願いいたします。

まず質問の一、町内歩道と自転車道路についてであります。

過去の私の一般質問でも、安心・安全のまちづくりで歩道等の整備を求めてきましたが、現在改良されていません。よって、これから歩道等についての質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

まず最初に、北方町の町道と国道百五十七号は、自転車道路の区分がされておられません。よって、現在、歩道で自転車を通行する人たちを見受けて危険であります。これら町道の自転車道路、また国道の自転車道路について、どのような対策が今後されるの

か。国道については国の方への要請もされなければならないと思いますが、その辺の区分について今後どういう対策をしていくか、お聞かせを願いたいと思います。

第二点目は、町道芝原高屋線の歩道で、東加茂から高屋までの区間でございますが、道路と歩道の段差があります。それによって、道路から乗り入れる、いわゆる個人の家へ入る場合にスロープがつくってある。そういうことで歩道が狭くなって、車いす、自転車等の危険が多いということが現実で、大変危険度があり、横転した人たちも多いと聞いております。よって、その辺のところについて今後どのような方法で整備をされていくのか。今その問題を解決しようと思ったら、私は住宅のある歩道側については改良は不可能だろうと思えます。道路を上げる方策しかないだろうと思っておりますが、その辺の整備計画についてお伺いをしておきたいと思えます。

あわせて、国道百五十七号につきましては、特に東加茂から加茂地区については歩道は狭いです。自転車でも歩道と道路のわきのガードにするぐらいな現状であって、あそこを自転車で通勤とかされておる方たちは、国道の方を自転車で走っておられる。大変危険なので、この辺の改良については恐らく県、国への要請を求めていかなければならないと思っております。その辺で、町長に国・県への要請をお願いしたいと思いますので、明確なる御答弁をお願いするものであります。

さて、安心・安全な利便性の高い道路形態、先ほども日比議員が申されましたように、現状の北方町の道路形態について、一度現場で目を見て、本当に危険な場所がないか確認をとって、必要であれば公安との関係もしていただきまして、即対応していただきたいと思いますので、今後の計画について、あわせ

て求めるものであります。

続いて、町の施設の利用についてお伺いしたいと思います。

先ほども申し上げましたように、このような厳しい社会状況の中でございます。行財政運営についても、厳しい現況を眺めるとき、将来の予測はつかないものと承っております。これからの時代は、町長が申されておりますように、町民とともに協働、共助で我が町を歩んでいくことは適切であると私も思います。

そこでお尋ねをいたしますのは、北方町にあります各施設に対しまして、町民がみずから利用する施設は、大変維持管理経費がかさんでおります。特に生涯学習センター等、きらりホールの照明等の利用は大変厳しい経費だろうと思っております。また、芝原にありますふれあいセンター、おふろであります。これらの施設を利用する皆さん方も、みずから利用する人であれば、当然自分たちが利用した後始末、清掃等もしていただくことが妥当ではないか。もしできれば使用料をいただき、そして利用者負担にしていきたいと思っております。

今までも各施設に対しましては使用料金の設定がされてきましたが、改めて制度の見直しを求めるものであります。特に、先ほど申し上げましたように、おふろの利用者につきましては、利用される方々でも利用する側として払って入りたいと言われておりますので、その辺も理解を含みながら改めて制度を見直していただきたいと思いますので、担当課長の答弁を求めるものであります。

第三点目の、生ごみ処理券の廃止についてお伺いをいたします。

この生ごみ処理券につきましては、当時、処理券に踏み込んだときには、大変衛生費の増加に伴ってごみの出し方が乱雑だ。そういう中でごみの処理券を発行してまいりました。北方町はごみ

処理券でありましたが、旧穂積町は指定ごみ袋とされてきました。どの方法がいいかということで、最終的にはごみ処理券になったわけでございます。あの当時、大体ごみ処理券は一枚で百円でした。一軒に百枚であれば一万円、北方町世帯八千あれば八千万円、それだけの経費がかかっておるといことです。そういうところで、行政はできることならごみ処理券を廃止し、指定のごみ袋にしたいというようなお考えがあると伺っております。例えば瑞穂市のようにごみ袋を指定した場合に、今行っております生ごみ処理券について、今後、いっどんな方法で廃止の宣言をするのか。また、いっどんな方法でごみ袋を指定するのか、今後の進め方について担当課長に求めるものであります。

以上、第一回目の質問とさせていただきますので、明確なる御答弁をお願いしたいと思います。

一、町長 それでは、田中議員からの御質問のうち、道路関係について私の方から答弁を申し上げて、残余についてはそれぞれの課長からさせていただきますと思っております。

まず道路管理区分として、国道の百五十七号については県が御案内のとおり管理をしております。これにつきましては、私も今自宅からは自転車通勤をいたしておりますので、議員が御指摘の非常に危険度の高い歩道のあり方というのは身をもって体験をしておりますけれども、かねがね県に対してもこのことをお願いはいたしております。

毎年、土木事務所が現地の視察を、お願いして見ていただいておりますわけですが、昨年も率直に歩道を分けておりますブロックというところかられますけど、あれを取り除いたらどうかというお話を直接担当の県の職員の方に私申し上げたんですけれども、道路の規格というのがあって、それがどうもできないという

答弁でございます。揖斐川町の商店街へ行きますとそういうことになっておりませんので、じゃあ揖斐川町の商店街はどうだとお話をいたしましたら、あれはちょっと試験的にやらせていただいておりますので、いろいろとあれも議論があるところなんですというお話でございます。じゃあ私の方の町も試験的にやったらどうかという話をして終わっておるわけでございますが、非常に道路行政も形式的なところが多くて、なかなかブロックの歩道の境目を記す手法というのでも取り除くことが容易でないようにございます。せめてもう少し低くいたしますと、今高いので自転車のペダルを踏みますとつかえてしまつて、非常に転倒する危険も私自身が体験をしておりますので、そういうような方法でも改良すべきでないかということをこれからも申し上げます。おきたいと思っております。

それから、各道路につきましては、国道に限らず、毎年四つの道路に関する陳情団体を岐阜県で各市町が一緒になつてつくっております。私もその一つのうちの副会長か何かをやらせていただいております。毎年国交省や各国会議員の先生方に陳情を繰り返しておるわけでございますけれども、どうも陳情の内容も勢い高速道路とか自動車道とか、それから新しく設ける道路の建設についての陳情が中心になつておまして、実際私どもが毎日の生活の中で利用をいたしております、きょう議員が御指摘をいただいておりますような道路についての内容というのは、陳情の中心をなしております。実際問題としては、私ども個人的な見解で恐縮でございますが、高速道路を今つくっていただくよりも、そういう道路を直していただいて、通行のしやすいように安全を確保していただくことの方が大切ではないかと、率直に自分自身は思っておりますけれども、今の道路行政はどうもそういう方向

に進んでいないという現実もまた御理解をいただきたいというふうに思っておるわけでございます。

これからも、現状を県の土木事務所などに見ていただきます折に、必要に応じてまた申し上げたようなお願いをさせていただきますたいと思っておりますけれども、どうも現実の問題としては、非常にそういう仕事というのは難しい状況でございます。

それから、町道に関しましては御指摘のとおりでございます。同じような悪条件を抱えておるわけでございます。こういう道路のつくり方というのは、大変私は問題があるのではないかと、うふうに思っておりますわけでございますが、今、車道の幅を広げたり、歩道の幅を広げたりということは、現状の道路からいたしますと現実的にはほとんど不可能でございます。非常に難しい問題を抱えておるわけでございます。

ただ、まことに小さなさやかなことでございますけれども、町道につきましては、歩道をずうっと通りますときの段差を少しづつなしにして、全くフラットにさせていただいて、自転車だとか、あるいは車いすなどで通行をしていただくときに、ショックがないように努力はいたしておることだけ御承知おきをお願いいたします。

それから今御指摘のように、車道からの乗り入れの区分の少しある段差の問題なんかやっぱり悩みの種でございますし、特にグリーン道路と言われる道路については歩道が一段高くなっております。そうになっておりますのに歩道の幅が狭いということでも急勾配になっておりました、非常にあれ自転車を通るにしても通りにくいし、車道から入るにしても入りにくい構造になっておりました、私も率直に言って問題があるなというふうに思っておりますわけでございます。しかし、全体についてああいう状況でござい

ますので、お話のように道路を高めたりというのもまた大変な作業でございます。これからはほとんど道路の補修工事なども現実の問題として進めていかなければならぬ環境になるわけでございます。それから、その都度そういうことを頭に入れて、少しでも使いやすい道路にするように、少しずつでございますが、心を砕いて取り組んでいきたい、道路の改良についてはそういうようなことをやっていきたいというふうに思っております。

できるだけバリアフリーと申しますか、一体にすることが望ましいわけでございますが、申し上げましたような事情があるわけでございます。しかし、安全で快適に通行ができるような歩行区間とか、それから自転車の通行ができるだけスムーズに行けるように、これからの道路をつくり出すときには念頭に置いてしっかりと取り組んでいくということでお許しをいただきたいと思っております。ありがとうございます。

一、教育長 町施設の利用料につきまして、教育委員会が所管しております生涯学習センターの利用料の見直しにつきまして御答弁させていただきます。

生涯学習センターの使用料につきましては、開館当初、その知名度を上げるといふことで、他の市町村の使用料よりも低く料金を設定させていただきました。時期を見て見直しを図るといふことで議員の皆様方の御了承を得てスタートしたわけでございます。十八年一月の開館以来、足かけ三年がたつわけでございますけれども、順調に利用しておっていただきまして、今年度の十一月末現在の利用率は、多目的ホール、これは二階にございますが、八七%、それから大ホール、きのう町民ふれあい合唱集会を行いましたらりホールが六八%と、非常に数値が高くなって、順調

に利用をしてもらっておるところでございます。

利用者がふえれば当然光熱水費がふえるということは明らかでございます。私どももいたしましても応分の負担を利用者にしていただく必要があるかと、こういうふうと考えております。

そこで、使用料、あるいは冷暖房料、それからバッテリーを始めておりますので、減免措置等の見直しにつきまして、は行財政改革特別委員会の付議事項にも一項目として載せてございますから、来年度見直しを図りたいと。その際、公民館、あるいは総合体育館等々、教育委員会が所管します施設の使用料を含めまして、整合性のあるように総合的に見直しを図っていきたくて考えております。

特別委員会においても審議をしていただくことになろうかと思っております。ひとつよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

一、福祉健康課長 福祉健康課の所管します施設の使用料についてお答えをいたします。

御質問の高齢者ふれあい健康センターは、平成十一年に国の十分の十の補助を受けまして、高齢者の介護予防と触れ合いを目的に整備されております。昨年度は、週三回で百五十六日の開館がありまして、延べ一万四百八十四人の利用があり、好評を得ているというふうに思っております。担当課としましては、施設の目的や、現在の高齢者の介護の分野を初め、あらゆる面で負担がふえてきているという状況も勘案しまして、高齢者ふれあい健康センター、老人福祉センターも従来どおり無料でいきたいと考えております。

しかし、行財政改革検討項目で公共施設全般について、今後一年をかけて検討することになっております。その中で、十分な審

議がされることとなりますので、御理解を賜りたいと思っております。一、参事兼都市環境農政課長 それでは、田中議員御質問のごみ処理券についての見直しと受益者負担についてということで御答弁を差し上げたいと思っております。

議員御承知のように、ごみの処理につきましては平成六年度から現行のシール制度を導入いたしました。基本的には限られた枚数をお配りするわけですけど、それを有効的に御活用いただくことによつてごみの排出を抑制するという目的で制度化していただくところでございます。

生ごみを無料にするという現状は、ごみの減量とか分別の徹底への動議づけ、こういうものが十分に伝わらないと、その危機感がわからないということでございますので、現実問題としましては、西濃環境整備組合への搬入実績を見ますと、資源ごみ、多くのは紙でございますけど、こういうものが全体の平均で約五〇%まざっております。それを焼却する組合に対する当町の負担金につきましては、本年度、御承知のとおり一億四千三百万ほどかかっておるのが現状でございます。

ごみの排出抑制や分別にきちんと取り組んでいる町民の方と、残念ながらそうでない町民の方がお見えになります。その結果、その家庭から出る排出量に差が出てくるということがございますので、それを処理するサービスという受益の程度については見えないところで不均衡が生じたというのが現状ではないかと思っております。

加えまして、ごみの処理に伴う環境負荷の低減に向けてのごみの減量、リサイクルをより一層進めていくためには、町民一人ひとりの方がその意識を高めまして、環境に配慮した行動として実践していくことが重要であるということから、その行動を起こす

きっかけづくりや排出者としての責任を担保する仕組みづくり、こういうものが求められておるんじゃないかというふうに受けとめております。

それでは、現行の生ごみシールは、配る方法としまして住民登録台帳を自治会にお渡ししまして、その対象者の実態把握を行うわけでございますけど、当然、台帳ですので個人情報保護の關係でいろいろトラブル等の問題が生じておるところで、一つの課題になっておろうかと思えます。

それから、住民登録世帯の中には、現状では自治会への未加入世帯が町の全体の平均で約二三%ございます。この未加入世帯の方には自治会じゃなしに、直接別個で町の方からシールをお配りするというところで、個人通知を差し上げております。それにつきまして窓口へ取りに来てくださいということですので、それに対する手間とか時間とか経費、こういうものが別個で必要でございますし、住民から見ますと、行政サービスの不公平感が出てくるんじゃないかということが一つの課題ではないかと思っております。

今お話ししましたような背景にあわせまして、ごみの排出抑制や分別徹底に向けた動機づくりと、排出量に応じた受益と負担の適正化の観点から、議員御指摘のように第六次総合計画の中では現行のシール制度を見直しし、ごみ袋制度への転換、一部の受益者負担の導入、こういうものを位置づけております。導入に当たりましては、各家庭に残る処理券の余っているものの取り扱いの方法等も含めまして、住民代表者などとのコンセンサスを図りながら慎重に取り組んでいきたいと、このように思っておりますのでよろしく願います。以上でございます。

一、十番 田中五郎君 道路網について、町長、もう一度あれなんで

すが、国道百五十七号、又丸まではありません。歩道との境、平らです。その辺のところを強調しながら、いま一度県の方にも要請をひとつお願いしたいと思えます。できることなら、境はない方が自転車の利便性が高くなるだろうと思えますので、いま一度要請の方をお願いしたいと思えます。

そして、高屋芝原線については、改良すると大変だろうと思えます。よって、これから進めていくいろんな事業があるうと思えますし、高屋の西部の区画整理がもし進んだ場合には、あの辺の道路も改良しなければならぬと思えますので、その辺のところをあわせながら、もしできることなら時代に相応した道路整備をお願いしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思えます。

施設の使用者に対する使用料についてでございます。

六次総に計画され、行財政改革等に提案されるということですが、現状の厳しい時代です。町民とともに協働、共助で町を歩んでいくには、住民みずから自分たちの町の施設を利用する場合には自分たちで少しでも出していただき、守っていたくという心と心のつながり、町長の言われております、今回の六次総にうたわれております心と心のつながりを十分尊重しながら、これからの制度の見直しをひとつよろしくお願いしたいと思えます。

また、ごみの問題も同等でございますが、今後進めていくためには、町民の意も含みながら慎重に進めていただきたいと思います。よろしく願います。以上で終わります。

一、議長 午前の一般質問を終了いたします。

午後一時から再開をいたしますので、よろしくお願いいたします。

午後〇時 休憩

午後一時 再開

一、議長 それでは、午前中に引き続きまして一般質問を行います。
廣瀬和良君。

一、三番 廣瀬和良君 議長のお許しを得ましたので、私から大きくは二点、それから具体的には三点ほどお伺いをしたいと思います。
一つには、緊急地震速報装置の備えつけについてということと、それから景気の現状を受けて、町の非正規職員の取り扱いについて、それから年の瀬、資金繰りが非常に厳しくなっております中で、町の貸付事務がどのような形になっているのか、この三点について質問をしたいと思います。

初めの緊急地震速報装置の整備についてでございますが、平成二十年は、中国で発生した四川大地震、それから岩手・宮城内陸地震等大型地震が発生し、大きな被害が発生したことは記憶に新しい。気象庁の発表した資料によりますと、百五十年間発生をしていない東海地震は、いつ発生してもおかしくない状況にあるとしておりますし、それから東南海地震に至っては三十年以内に発生する確率というのは二六%ほどある、こんな状況にございます。そして、これらの地震というのは、発生をすると東海地震ではブルック塀が倒壊するという震度五強、東南海地震では人が立ってはおられないとされます震度六弱の地震が予測されております、発生すれば大きな被害に結びつくおそれがございます。

災害は忘れたところにやってくる、備えあれば憂いなしのとたとえに倣い、町では公共施設の耐震診断や耐震工事を進めるとともに、個人の住宅に対してもそれらを行う場合の補助制度を設けて、少しでも地震の被害が少なくなるよう対策を進めております。

また、災害の発生に対しましては、情報網の整備が大切だとされておりますけれども、町の防災無線がデジタル化され、気象庁

の発する緊急地震速報を直接町民に伝達することが可能になりましたけれども、それには一定の装置をつける必要があると聞いております。

釧路気象台が地震の多い北海道の住民に行ったアンケートによりますれば、速報を聞いた人の六八%が緊急災害速報は有益であったという回答を寄せておりますけれども、導入自治体ということで見えますと、二〇一一年度末でも三六%の自治体が導入するということになっておりまして、非常に導入自体は低率になっております。そんなところで、町の緊急地震速報の受信施設の導入について町の考え方をお聞きしたいと思います。

それから二つ目には、景気の現状に関連してということで、米国の金融危機に端を発した株価の急激な下落が企業の評価損を招き、それが多くの企業の業績を悪化させ、物を売っても売れない、世界同時不況の様相を呈しております。経営危機に陥るなんて想像もしなかったアメリカ自動車メーカーのビッグスリーまでも、国の資金を導入しなければ経営が成り立たなくなっておりますし、日本においても、トヨタ、日産、ホンダ、キャノン、こういう超優良企業と言われるところが減産を余儀なくされております、それが雇用にも響き、派遣社員や期間社員を中心に多くの人が職を失う事態になってきております。また、ごく最近まで売り手市場でありました就職戦線も、就職内定の取り消しが新聞紙上をにぎわし、今や雇用問題が大きな社会問題に発展し、国を挙げた対応が求められております。この問題は国を挙げての大きな問題だけに町の段階では対応できるものが少のうございませけれども、今回発生した雇用問題が非正規職員に関するものが多いことから、町の嘱託員のあり方について質問をいたしたいと思います。

政府や日本の企業がとってきた従来の政策は、企業がもうかり国際競争力を高めることが結果として国民生活の安定に結びつく、こういう理由から政府による法人税の減税や派遣制度の規制緩和が進められ、企業では人件費の安い非正規社員の比率を労働人口の三分の一、約千六百万人と言われておりますけれども、そこになるまで高めてきたという事実がございます。その結果、我が国では年収二百万円以下の低所得層の人たちが多数発生し、国内の購買力が減退し、国内で売れない部分を輸出でカバーするという輸出依存型の性格を強めました。そして、今回のように外国で発生したこういう問題に対しても、外国がつぶれば日本の企業もつぶれる、こういう構図ができ上がってきたと、このように理解をしております。

景気対策とは、雇用を安定させ、まじめに働けば安心して生活ができる社会をつくり、それが内需を刺激し、消費を上向きにし、企業業績を伸ばし、税収も増加する、こんなサイクルをつくることが大切で、決して安いからといってワーキングプア層のあふれる社会をつくることでは、国の繁栄というのではないかと、というふうに考えています。その意味で、非正規雇用のあり方について検討を加える時期にきているのではないかと思っております。

先ほど日比議員の方から、非正規職員のパート職員について質問がございました。私は、北方町にある嘱託員という非正規職員について質問をいたしたいと思います。

嘱託員の扱いにつきましては、北方町各種嘱託員の任用期間の取り扱いに関する要領、これは二年ほど前につくられましたけれども、その中で、嘱託員の仕事のあるなしに関係なく、あるいは本人の資質とかやる気、そういうものに関係はなく雇用期間は五

年と定め、それを超える嘱託員については雇用契約を更新しないんだよと、こういう規定になっております。

今、日本の大企業を中心に国民の批判を浴びています期間職員の雇いどめ、あるいは契約社員の契約打ち切り、これは仕事がないからやむを得ず行っているもので、ある程度理解ができます。しかし、当町の要領で定めるような永年働いてきた職員を仕事のあるなしに関係なく職を奪うやり方には、到底納得がいきません。現在の要領は行革の一環として改定されたものでありますけれども、嘱託員の職を奪い、新たな嘱託員の採用では、行革の効果はございませんし、嘱託員のかわりにパート職員を雇うことは、雇用安定の面、あるいは職員の雇用を守るという事業主の立場から容易にとるべき方法ではないというふうに考えております。現在の北方町の各種嘱託員の任用期間の取り扱いに関する要領を五年でやめるんだということについて、改定をするお考えがないか、お聞きしたいと思います。

また、企業の非正規職員には正規職員への道が開かれておりますけれども、当町の嘱託員については、私の知る限り嘱託員で採用されればその後も嘱託員として雇用をされる、こういうふうになっているのかな。あるいは五年たてば、先ほど言いましたように嘱託員の雇用は切られるということもありまして、正規職員への道というのは閉ざされているのではないかと、いうふうに理解をしておりますけれども、資質、能力等がよくわかっておける者の採用というのは、採用に当たってのいろんなリスクが回避できる町側のメリットがございますし、働く本人の意欲の向上等も考えられます。嘱託員の非正規職員への道というのをいろいろ考えてみる必要があるのではないかなというふうに思います。これは、直接今せよという話ではなしに、そういう道の検討もぜひお願いを

したいなというふうに思います。お考えをお聞かせいただきたいと思っています。

それから次に、事業主の資金繰りについてでございますけれども、師走に入り突然の景気の低迷で、事業主にとって資金繰りが一番厳しい時期だというふうに思っております。中小企業の資金繰りに対しては政府による保証枠が設けられて実施をされておりますけれども、当町にも商工業振興費として貸付金制度がございます。具体的には、小口融資貸付金として一千万、それから商店街開発信用保証貸付金として七百万、それから小企業融資貸付金として五百万、こういうものが二十年度の予算に計上されておりますけれども、これらが今どのようなふうになっているのかお答えを願いたいと思います。以上でございます。

一、町長 それでは、廣瀬議員の御質問をいただきましたうち、嘱託員等の任用について私からお答えをさせていただきます。残余は担当の課長からお答えをさせていただきますと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

嘱託員の制度について、議員が今世間で言われておる非正規の職員と同じではないかという御指摘でございますけれども、今の私の町で嘱託員制度というものを採用いたしております形というのは、よくよく考えてみますと、基本的に本来の嘱託員の姿とはいささか違っておるのではないかと感じを私は実は持っておりますのでございます。地公法上は、嘱託員というのは特別職に位置するものでございまして、正規の職員とは立場が違うわけでございます。基本的には、嘱託員というのは特定の知識とか経験に基づいて随時地方公共団体の行政に参画をする、そういう性格を持ったものだということが基本的には前提になる職種だというふうに思うわけでございます。したがって、職業的でない公務員と

いいですか、非常勤の公務員というふうにみなすべきではないかつまり、その嘱託員という職務によってのみ生計を維持するという考え方に、基本的に地公法上はそういう身分の者ではないというふうに私は理解をしておるわけでございます。したがって、北方町の場合は非常勤の常勤みたいな形になっておりました、毎日、時間は別にしてお勤めをいただいております。それによって給料も十九万余りから二十万余りまでというふうに各種の嘱託員それぞれの報酬というものが条例によって定められておるわけでございます。

したがって、そういうふうになりますと、今言った、先ほど議論をいたしておりますような、常勤になれば臨職ということに地公法上は私はなるんではないかなと思っておるわけでございます。逆に言いますと、非常に有利な条件で北方町の嘱託員というの働いてもらっておるといふ情勢下にあるのではないかと、こういうふうにも思っておるわけでございます。

重ねて申し上げますけれども、したがって定年後、一般企業なんかで終えられた方が基本的に働いていただく職場、それからそうでない場合には特別な知識とか技能をお持ちの方がその時間だけ働いていただく職場というのが嘱託員として与えられた仕事の内容ではないかというふうに思っておるわけでございます。

そこで、今の嘱託員について、現実には大変若い方もいらっしゃるわけございまして、議員が御指摘をされますように、そうした有望な若い人たちを一般の職員として採用する道というものがなくどうかというお話でございます。これはかねがね私もそういう思いをいたしておりますので、嘱託員や、あるいは臨職の皆さんも含めて、優秀な皆さんにはぜひ一般職の採用試験を受けてみたらどうかというお勧めをさせていただいております。

でございます。

ことしも二、三の方がそういうお勧めを受けていただきました。一般職の採用試験を受験いただきました。しかし、大変優秀な方でございますけど、残念ながら現役との差がどうしても試験の中では出てくるわけでございます。現役の皆さんの方が筆記試験というものはどうしても成績が上を行くというような状況でございます。まして、残念ながら来年度の職員採用については、その嘱託員の人たちを採用するということには結果的になりませんでしたが、今お話のように、全く一般職とは立場が違いますので、一般職としてお働きをいただく意思のある方はぜひ採用試験を受けていただいて、一般の職員の道を選択してほしいと、こういうふうにお願いをしておりますでございます。

それから臨時職員も、お話しはございませんでしたけれども、先ほどの日比議員からの関連で、やはり大変優秀な臨時職の方もいらっしゃると思いますので、採用試験をぜひ受けてほしいということをご一、二年、私が就任以来お願いをさせていただいております。ところでございます。

また、採用の年齢制限につきましても、今は制限をいたしております。また、お幾つの方でも再チャレンジができる場を提供いたしておる状況でございますので、比較的そういう意味では厳しい規制をいたして職員採用の条件といたしておるわけではございませんから、その意思のある方は一般職の試験を受けていただく。こういう道以外に、地公法に基づいて、あるいは自治法に基づいて北方町の職員になっていただくというのは、今はその選択肢しかないのではないかと思っております。ところでございます。

一、総務課長 それでは、私の方から緊急地震速報対策について御答弁させていただきます。

緊急の地震速報に係ります装置の整備についての御質問でございますが、本町近辺におきましては、予想される大地震は東海、それから東南海のプレート型地震を初め、岐阜県の北東部の中津川市阿寺等の活断層帯や南西部の養老断層帯によるものなど、本町を取り巻く環境は決して予断を許すものではございません。

そんな中、昨年より開始されました緊急地震速報でございますが、本システムは地震予知技術ではなく、地震が発生してからの到達予想情報を知らせるものであることや、技術的な限界から運用での問題点が報道等で取りざたされているところであり、先ほど廣瀬議員も事例を挙げられましたが、導入済みの公共団体や事業所等におきましてはその効果が実証され、この装置のおかげで体制を整えることができたという報告も上がっているところでもあります。現在のところ、これを超える対策が存在しませんので、被害を最小限にとどめるといった観点からも早期に導入を図り、対策を講じることが急務であると考えております。

本年度予算の中で、ケーブルテレビ網を活用した緊急地震速報伝達端末を公共施設二十五カ所分、また緊急地震速報の情報を衛星通信により受信し、同報系の防災無線設備により住民への周知を行います全国瞬時警報システム、通称Jアラートの予算措置をいただいております。現在のところ、どちらも整備すべく進んでいるところでございます。

進捗状況といたしましては、まず公共施設に設置の端末については、設置場所並びに取りつけ位置等の最終確認を行いつつ、今年度中に運用させていただきたいと考えております。また、Jアラートにつきましては、年明けの一月中に設備が整備され、導入試験の完了後、運用の運びとなっております。

今後、これらの設備を有効に活用しながら、町民の生命・財産

を守るべく、防災対策をますます向上させてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それからもう一つの小口融資に関するところでございますが、先ほど議員が申されましたとおり、予算上、現在小口融資の貸付金といたしまして一千万、これ内訳は西濃信用金庫四百万、十六銀行四百万、大垣共立銀行二百万。また、商店街の開発信用保証貸付金の内訳も、西濃信用金庫に三百万、十六銀行に二百万、大垣共立銀行に百万、JAぎふに百万。それから小企業融資貸付金でございますが、西濃信用金庫百万、十六銀行百万、大垣共立銀行百万、郡農協に二百万というように預託運用しておりますでございます。

しかしながら、現実でございます。まず、小口融資の条例に基づく過去の実績でございます。実は平成三年に三件ほどございました。平成四年に一件、それ以後、実績はございません。それから、すべての小口融資制度の保証料についてでございますが、平成十三年度に九件、十四年度に八件、十五年度に五件、十六年度に六件、十七年度に七件、十八年度に十二件、十九年度は実績はございません。二十年度におきましても、今現在実績は上がっておりません。特に、今申しました保証料の助成でございますので、例えば十八年度の十二件であっても、金額的には非常にわずかなものです。というようなことで、今のところ、我が町の融資制度の利用については、これが実態となっております。

なお、新聞紙上、テレビ等でも事業主の資金繰りについては非常に深刻になっておるといような報道もございます。今後、需要がふえれば、当然皆様方とまた御相談させていただきまして拡充するということも考えなければならぬと考えておりますが、現段階ではこの予算上の措置について何とか現在行き届いてお

るといふふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

一、三番 廣瀬和良君 嘱託員の話につきましては、要綱で五年限りだよという話になっていまして、言ってみればそこで嘱託員の首を切るのか、本当の臨時、パートにするのか、そういう選択しかないわけですけれども、それで果たしていいのか。町長には町長として、役場職員の雇用を守るといふ責任があるといふふうに思っています。そういうことから見て、果たして五年来たから、はい、さようならという話がいいのか。そういう面で、できればその要綱の見直しというか、弾力的に扱うよという話なのかもしれませんけれども、そこら辺のお考えをちょっとお聞きしたいといふふうに思っています。

一、町長 この問題は、何年前でしたか、当時私は議員でございましたが、大変反対をした記憶がございますけれども、それ前はずっと長く十年ぐらいお勤めになった方もあるんですね。そのときの説明を思い起こしますと、その期間が長過ぎるといふことで、結局五年にさせていたのだという経過がある。

それからもう一つ、先ほど言いましたようにこの特別職の非常勤の嘱託員でございますので、恐らく最初のスタートの思想は、定年を迎えた六十歳の方が再就職の場として北方町の嘱託員という設定があったのではないかと。そういたしますと、それから五年ですと六十五歳になりますので、ちょうどお下がりのいたたいてもいい年齢になるのではないかとこの要綱をお決めになったときの発想ではないかと、こういうふうに私は今理解をしておるわけでございます。

ただ現実の問題は、もっと若い人たちが嘱託員として働いていただいておりますから、六十歳から五年たって六十

五歳の方はお引き取りをいただくことには、それほど恐らく御本人も抵抗はないでしょうけれども、若い嘱託員の身分のある人たちでぜひ優秀な人は、嘱託員の職務に甘んじることなく、繰り返し恐縮でございますが、一般職の採用試験を積極的に受けていただいて、一般職の職員として御活躍をいただく場を広げておると、門戸をあけておると、こういう考え方でございます。

したがいまして、今議員が御質問のように、五年をさらに延長して十年にするとか八年にするとかという方向で要綱の改正をしようということは今考えてはおりません。

一、三番 廣瀬和良君 十年ということを書けとは言いませんけれども、いわゆる五年というやつを取っていただければ、それはいわゆる町長の裁量で幾らでも動かせる話だろう。五年という話があるから、今五年以上の人がいるのかどうかよくわかりませんが、五年と五年というものがあからその段階でもうにっちもさっちもいなくなっちゃうんだよというふうに私は思います。

それで要綱を直せというのは、十年という数字を入れよとは言いませんけれども、五年というのだけは取っていただけるとありがたいなと思っております。

それから、若い嘱託員については正規の試験を受けよという話でございますけれども、いわゆる役場で使う立場になってみれば、ペーパーテストの結果は大事だろうと思えますけれども、いわゆる実技面みたいな話、当然、面接もあって、いわゆる総合判断で採用を決められるんだろうと思いますけれども、そこら辺で動く余地があるんじゃないのかなという感じがしております。そこら辺もぜひ考慮していただくような形にならないのかなと思っております。

それから、貸付金制度は、何が原因があって利用率が低いのか

など。恐らくこれPRがなされていないんじゃないのか。私らも予算書を見せてもらうんでそれはわかりますけれども、一般の人は細かい予算書が行かないもんですから、そこら辺で周知徹底というのが悪いのかなという感じがしております。今、中小企業の業者というのは非常にお金が欲しいときだというふうに理解をしております。そういう面でPR的な話のものもこれから考えていただけるとありがたいと思います。以上でございます。

一、議長 答弁はいいですか。

一、三番 廣瀬和良君 はい、結構です。あればお願いします。

一、町長 これはこの要綱が決まりました経過がございますので、私は廣瀬議員の考え方とある部分共有できるところがあるんでございますけれども、きょうまでの嘱託員制度の経過がございますので、何年か前に決めたことを、今またこういう時代になりましたから五年を取っ払ってやり直しますということは非常に難しいんじゃないかなというふうに思っておりますが、いろんな方法がひよっとするとお互い知恵を出し合えば出てくるかもしれませんので、一応意を体して考えてはみますけれども、この場でお答えをさせていただきますのは、残念ながら御期待に沿いかねるということ、お許しをいただきたいと。答弁にかえさせていただきます。

一、三番 廣瀬和良君 これ実は二年前に、白木町長のときでしたけれども、いろいろ質問をさせていただいたんだけど、いわゆる五年というのは嘱託員の形態を、定年退職をした人の嘱託員というのが頭にあって五年になったんでないかという質問を申し上げた覚えがございます。五年というのは、そういうことでいけば妥当な数字だと思います。いわゆる定年退職をして、今六十五からいつまで行っても年金がもらえますから、そういう面では妥当だというふうに思いますけど、ただ嘱託員は、北方町の役場の中

では本場に若い人もいるじゃないですか。そういう人の先が見えるような形のもの何か考えられないのかなという考えでおります。そういう面で、ぜひ希望が持てるような形をとっていただけるとありがたいなと思います。以上です。終わります。

一、議長 次に、立川良一君。

六番 立川良一君 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。と思っています。

一般質問の内容につきましては、通告のとおりであります。

まず質問に入る前に、教育長さんをお願いしておきたいと思っております。

九月定例会のときの一般質問で、私は高齢社会に向けての老後の不安と教育に対する不安をるる申し上げました。そのときに、教育長さんがお答えの中で、これ会議録でありますけれども、

二点だけ訂正をさせていただきます。教育に対する不安という最初の言葉を申されましたけれども、私は北方町の町民は不安というよりも関心を持っているというふうに理解をしておりますので、その点ひとつ御理解をいただけるとありがたいと、そんなふうに思っております」とお答えになりました。

私はすごい違和感があったんですよ。私自身がデータとか数字とか、あるいは事実を誤認したということなら、これは訂正をされれば大変感謝しなければいけませんし、ありがたいことでありますけれども、受けとめ方を「訂正をします」というのはおかしい。納得がいかないんですね。

私が言う不安というのは、いわゆる気がかりで心が落ちつかないこと。実存哲学における概念の一つでありますけれども、感心というのには気にかけること、特に心をひかれること、これは心理学とか教育学では「興味」と同じように扱われておりますけれども、

も、私は町民全体のその興味があるかないかをお聞きしたわけではありませんので、町民の教育に対する興味の有無というふうにおっしゃって関心を持っていると言われると、ちょっとそれは違うんじゃないかなという私の思いがあります。教育という抽象的な言い方をいたしましたので、きょうは具体的に一般質問をさせていただきます。と思っています。

昨今、子育てが大変難しくなってきた、社会的な背景とか要因というのは、前回の九月の定例会でるる申し上げましたので、きょうはそのものずばり、教育長さんにお尋ねをしたいと思います。昨年の同期、一月から十一月現在の非行少年の総数よりも、今年の一月から十一月までの岐阜県下の非行少年の総数は百八十九名減少をいたしております。一・五%ということですよ。検挙、補導された刑法犯少年は、本巣市が二十五名あったのが二十一名に減っております。ところが、北方町では二十二名検挙、補導された子供たちが三十二名と増加をいたしております。岐阜地区の岐阜市、羽島市、山県市、本巣市、岐南町、笠松町、軒並み減少をいたしております。増加したのは、瑞穂市が二人、各務原市は七十八名ありますので四名増加をしておりますけれども、教育委員会、あるいは学校当局が一生懸命努力をされておるにもかかわらず、人口の割には大変多くの数が出ております。なぜ北方の子供たち、中学生が大変多いと聞いておりますけれども、こういうふうになっていったのか。その要因というんですか、今後どのように対応していかれるのか、一つの不安を解消していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

一、教育長 立川議員の今の御質問に答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、県の非行少年の総数は十一月末現在で前年同期に比較してみますと、おっしゃるとおり一・五%減少し

ております。これは小・中学生だけでなく、有職少年、つまり二十未満の総数でございまして、必ずしも中学生とか小学生だけが対象になっているわけではございません。

そこで、私どももデータを調べさせていただきました。北方町の有職・無職、高校生を含む刑法犯の補導件数は、前年度に比べて増加傾向にございます。

そこで私どもは管轄しております、特に中学校に焦点を当てて調べてみましたところ、刑法犯は、つまり万引きが中心だろうというふうに思いますけど、窃盗ですね。昨年と比べますと人数的にも件数にもわずかな減少が見られますが、残念なことに、喫煙あるいは深夜徘徊等、俗に言う、御存じのとおり虞犯行為と言われる中学生は増加傾向にございます。したがって、私どもも大変その虞犯行為を侵す中学生がいるということに危惧を感じております。その傾向をまずお話し申し上げます。

北方町の傾向としては、三点ございます。

一点目は、単独というよりは集団で虞犯行為を行うケースが増えてきております。俗っぽい言い方をしますと、みんなでやれば怖くないといった気持ちで根底にあるのではないかということが、非常に私は残念でなりません。

二点目は、特定の生徒が繰り返しているということについても非常に危惧をしております。北方町には大変幅広い層の家庭がございまして、なかなか指導の通らないケースもあると、こういうふう聞いております。

三点目は、ここが一番大事なんです、親が壁になって子供を守れないという親さんが増加傾向にあるのかなと、こんなふうに向向としてまず感じております。

これに対して、その要因でございませけれども、虞犯行為等で

補導された中学生にその理由をとことん聞いてみますと、次のような要因が考えられます。一点目は、むなしさですね。二点目は、いら立ち。三点目は、ゲーム感覚というんでしょうか、興味本位というんでしょうか、興味から。そして四点目は、友達に誘われてといった要因が考えられます。これは子供たちの、どうしてそういうことをしたのということからの類型的な要因としてお酌み取りいただければありがたいというふうに思っております。

その根底には二つ、さらに考えなければならぬ問題があるのではないかと。一つは、そうした子供たちが愛情に飢えているということが一点。それからもう一点は、今度は逆に、非常にこうした虞犯行為を繰り返すことを軽い気持ちで考えている。つまりまとめますと、規範意識が非常に薄れているということがその背景として見え隠れしているというのが私どもにとらえている要因でございます。

こうしたことのための対策として三点考えております。そして、機会あるごとに校長会、あるいは直接学校へお邪魔したとき等に指導の徹底を図るようお願いをしておりますが、一点目は、万引きは刑法犯であるという事実をきちっと知らしめていく必要があるというふうに考えております。したがって、私は軽い万引きであっても、それは犯罪であるから警察へ通告しなさいと、こういうことは厳しくお願いをしているところでございます。それから、一点目の追加でございしますが、そうした罪の意識をきちっと持たせていくことが大事ではないかというふうに思っております。二点目は、何といたっても早期発見、未然防止に努めること。早期治療と言いますが、これに徹することだろうと思えます。じゃあどういふところでわかるか。御存じのとおり、服装、持ち物が変わる、髪型が変わる等々前兆が見られますから、その前兆を

いち早くキャッチして指導に当たる、未然防止に努める。

三点目、本当にこうした子供たちが、先ほども申しましたように、愛情に飢えているとか、軽い気持ちで行ってしまうという背景には、生活の目的意識がない、こうした傾向が感じられます。

したがって、私どもとしては一人ひとりの生徒に合ったように、子供たちが何かに打ち込んで、目的を持って生活を律していく、そうした指導に徹することが大事であろうということ、学校等との連携を密にしながら指導に当たっているということ、御理解いただけたらありがたい。以上でございます。

一、六番 立川良一君 大変しっかり受けとめておられますし、分析をされておられますし、おっしゃるとおりでございます。しかしながら、私たち町民は理論・理屈じゃなくて、結果的に健やかに育ててほしいと、いい子供になってほしいという、それだけの願いなんです。

何となく先生方の受難の時代というか、新聞にも報道されましたけど、穂積中学校で暴行事件がありました。たむろする子供が先生が眺めていたと。彼らにしてみたら監視をしたということ、その先生に抗議を申し込んだ。その先生にまたたくさんの先生が助けに来て、そのときに先生方が全く無抵抗という。子供が飛ばず、こづくと、それで手が出せないという、これは仕方がないことなんですけれども、そういうふうになっていくというか、たかなくても大きな声で叫ばなくても、先生のやっばり権威みたいなものがあるんじゃないかなと。

実は、北方中学校は、私は一学期の後半ぐらいから心配をしておりました。いろんな事例が出ておりましたので、ちょっとここでお話しするとあまり望ましくないところもありますけれども、大丈夫かなあと、そんな思いをずうっと抱き続けてきました。

それで今先生がおっしゃったとおり、虞犯というのは次に犯罪を犯す可能性がある子供たちの行為ですが、そういうのが芽生えてくると蔓延をしていくというか、つられていく子供が出てきます。だから、さっき教育長さんがおっしゃったとおり、早い時期にいい形で処理をしていただいて、人数的にもはっきりわかっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

私は北方小学校、北方中学校を卒業しました。当時は北方小学校は平家で、真ん中の体育館はなかったですが、講堂があった。講堂の入り口、どなたのかわからんですけど、大きな肖像画があったんです。だから今、例えば海外に行ったときのキリスト教の教会に入るような雰囲気があったんですよ。何かそこに入っているときは、ぴっと威儀を正すと。

ところが、その平家の学校で私の一級上に物すごい元気な子供がおりました。元気というと、学校の校庭に裸のまま乗ってくるんですよ、ばあっと。で、廊下に乗ってくるんです。子供ながらに恐怖感を感じたことが、いじめとか恐喝とかじゃないんです。すごい暴れん坊で、先輩でありましたけれども、二十年ぐらい前ですか、大阪で何か会社を興して、こういう仕事をしておるといって訪ねておいでになったんです、BMWに乗って。だから、ああこの人があの暴れん坊と。ちょっと今は全然変わってきておりますので、大変難しいと思いますけれども、ぜひ早い時期にいい形で処理をしていただいて、これ以上広がっていかないようにお願いをしたいと思います。

ついでに、通告の順番とちょっと違いますけれども、教育長さんに続けて、北方町の第六次総合計画の案が出ました。まだこれは来年に審議をして議決していくわけですので、今ここでということではありませんけれども、私は青少年の健全育成という案で、

びっとくるものがないですね。たまたま先生も感じ取っておられますように、家庭とか地域というのが大変教育力が低下をしてくており懸念されるわけでありませうけれども、北方町では地区の推進員とかスクールガードリーダー、登下校の安全指導員とか見守りボランティア隊とか、大変目覚ましい活躍をしていただきまして、安心・安全なまちづくりというのが期待されているところでもありますけれども、これは周りから子供たちを見守り育てていただくわけですので、当然子供たちと地域の方々の交流というのも出てまいりますけれども、子供たちが主体的になって活動をする場というんですか、私はずっと振り返ってみまして、北方町には青少年育成町民会議があります。この町民会議というのは、各種団体の代表の方がお集まりいただいて、いろいろ内容を検討されていくんですけれども、この内容をちょっと見直して、本当に町民会議が真の機能を発揮することができるように、形骸化してきたんじゃないかなという感じもします。

私はそこで一つ提言というか、来年に向けて青少年育成町民会議という舞台の上で子供が踊るとしたら、子ども会の育成しかないんじゃないかと思うんです。地域の中で地域ぐるみで育てていく、地域が見守っていく、各種団体のお力をかりていくという。例えば、子ども会の育成者なんて、自治会長さんなんてすごい敷居が高いとか、近寄りがたいところがありますので、ぜひ皆さんが地域の子ども会を育てていっていただきたい。その地域の中で見守られて、地域に根差した活動をしていくと、次の世代の北方を担っていく子供たちというのが出てくるんじゃないかなと私は思うんです。

三十年ほど前に、大きな夢を抱いて取り組んだことがあります。そのときに一番大事なのが、育成者の方々に意識を持っていただ

く。ただ自分の子供一人ももてあますお母さんに地域の子供のお世話をするというのは大変なことですので、子ども会の意義というか、勉強をしていたら機会を設けました。あちらこちらからすごい批判を受けたんです。親が出ていって家がおざなりになってしまおうと。

教育委員会の教育委員さんに呼び出しを受けまして、何をやるうとされるのかと。そのときに、母親を呼び出してもらったら困ると言われたんです、教育委員さんが。それで僕は逆にお尋ねをしますと。それじゃあ、子ども会の育成というのはどうでもいいんですかと。そうしたら、大変大切なことだからしっかりおやりいただきたい。おやりいただきたいと言われて、お母さんが地域の子供を預かって、そこで何を植えていくかということがわからなくて、どうやって子ども会の育成になりますか。それじゃあ教育委員会で、各町内に一人ずつそういう指導者を派遣していただきたいと言ったら、そんなことはできないと言われたんですね。できないのに、子ども会は大切だと言います。今でもそう思っていますけど。

そのときに私は、子ども会に行ったときに、子供たちが楽しんでお互いに力を合わせてやるというではないかということで、ジュニアリーダーをつくりました。KCLという、北方チャイルドリーダー。KCLの役割というか、果たす使命というのが、目の前の子供たちのお世話をしながら、将来の、当時青年団活動が衰退をしていた、今もそうですけど、北方の若手の町を担う青年に育ってほしいなという大きな夢がありました。

せんだって、KCLで子ども会のお世話をした方のお嬢さんがKCLを終えて、もう高校にられました。その子の夢というのが、私は北方町の教育委員会に勤めて、子ども会のお世話をし

たい」と言うんです。頑張りなさいと、一生懸命頑張って、試験がありますのでね。やっぱりそういう北方のことを思う北方の子供とのかかわりの喜びを見出す。だから、KCLの子が、多分最初の子は四十五、六ぐらいになっておると思うんですけど、その名簿を全部つかんでおられますか。あるいは、何かのイベントのときに案内を出されるとかというつながりがあるのかないのか。子ども会のお世話をして中学校から高等学校へ行ってしまったら町と切れてしまうのか。それもついでにちょっとお話をいただきたいと思えます。

一、教育長 二つ目の御質問にお答えする前に、ちょっと私の見解を、一点目の内容につきましてお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

学校頑張れと、これ以上広がらないように頑張れ、ありがとうございます。学校は必死になって頑張っておりますし、教育委員も必死になって、連携を図りながら対応に取り組んでおります。九月の議会にも私申し上げましたが、こうした問題は、小学生になって、あるいは中学生になって急に出てきた問題ではないと。その芽というのは乳幼児の段階から少しずつ形づくられていくから、九月のときには乳幼児教育にもっと力を入れなければならぬということを私は教育委員会として申し上げたつもりです。その考えは今も変わっておりません。小さい段階から規範意識を少しずつ植えつけて、健全な育成に努めてまいりたい、このように考えております。

さて、二点目の六次総とのかかわりでございますけれども、今御質問は、最後に何をお答えしたらいいかなあというふうになんと迷っておりますけれども、二点あったような気がします。

一点目は、青少年育成町民会議がマンネリ化しているのではな

いか。これについてもっと活性化を図ってはどうか、こういうことがございました。このことについては、実は教育委員会も関係はしておりますが、主には町長部局の方の青少年の育成の方で担当しておりますから、私が口を挟むことは避けたいというふうに思っております。ただ、もう一度見直しをして、中身のある育成会議に変えていくということについては、私も同感でございます。それからKCLにつきましては、一人の子供の名前を上げてはなんですけれども、実は小学生からこれにかかわってきてくれております青年が今も事あるごとに参加をしてくれまして、私どもとしては先輩、後輩のきずなをきちっと持ちながら子ども会等の育成に携わってもらっておるということは大変ありがたいことだというふうに思っております。ただし、それだけでは子ども会の活性化にはつながらないというふうに考えております。

私は、子ども会の活性化のためには二つ、今思いを持っております。

一つは、議員さんおっしゃるとおり、ボランティアとしてもっと子ども会にかかわっていただけ、そうした町民をふやしていくことである。そうした意味で、一月からボランティアの再募集をかけて、整備を図っていかうというふうに考えております。

もう一つは、子ども会自身のありようを考え直していく必要があるだろうと思えます。自分が役員になるんだったら、子供を子ども会から退会させます、こういう親さんが今非常に多いんですね。これは北方に限らずこの市町も、自分が役員として活躍するんだったら、そんな大変なことではない。子ども会を退会させますと。これでは町の活性化、子ども会の活性化にはつながっていかない。

そこで私どもとしては、こういうものをサポートしていくため

には、教育委員会だけでなくいろんな課、その課の一番のかかりは私は福祉健康課だろうと、庁内では思っております。今までは縦の行政でした。これからは横の連携を図りながら、いろんな面で活性化を図っていくことが、町を挙げて子供たちの健全育成につながっていくのではないかと、こんなふうにも思っております。

時間がございませんので、六次総の内容につきましては、もっと煮詰めました段階でお答えをさせていただこうと思っております。

以上二点、回答させていただきます。以上です。

一、六番 立川良一君 ありがとうございます。

教育長さんに、ちょっとお話をしておきますけれども、青少年育成町民会議というのは、もともとが教育委員会にあったんです。それで各種団体の代表の方々に出ていただくために、例えば医師会連合会とかということになりますと教育委員会の号令ではなかなか難しいということで、所管というんですか、所掌事務を総務課に移して、その中身は青少年の健全育成ですので、これは総務課ではやっぱり無理です。流れをつくっているのはやっぱり教育委員会だと思います。教育委員会がその舞台をかりて、そこで子供たちを育てていく。もともとがそうだった。

今何か青少年の町民会議は総務課の仕事だと。総務課の仕事というのは、総務課が招集をかけたりなんかするんですけれども、総務課長が青少年の健全育成と、ちょっと僕は畑が違うと思うんです。そうすると、連絡をしっかりとっていただいて、中の案を出していただくのはこっちの仕事、プロだから。それをまとめて、各種団体にお願いをするのが総務のお仕事になります。いろんな各種会議がありますけれども、知識とか経験とかをおかりする会

議はお一人ひとりお願いをして、地域全体から。組織を動員する場合は組織の代表の方々にお願いをして、ぜひお力をかりていく。かりていくのが総務課長さんのお仕事で、その中身をどうしていくかというのは総務課では無理だと思うんです。やっぱり教育委員会、社会教育もひっくるめて教育長さんのお力をかりていかれると大変いいんじゃないかと思っております。

次に、二番目に通告をした部活動の話になります。

知育・徳育・体育という調和がとれた生徒を育ていくために、北方中学校は一年間、一年生のときには全員部活に入るようにという指導がなされています。それで、中学校に入学した子供を一年間、文化系とか体育系とか問わずに、何らかの部活に加入をして活動するようにという指導をされております。

一つの目標に向かって、先輩、後輩が力を合わせて取り組んでいくというのは、今一番大切にしていかなければならない長幼の序とか協調性というんですか、自分勝手は許されないとか、わがままは通らないとか、そういうのを知らん間に身につけていく場所として、大変いい機会だと思っております。ところが現実には、一学期を終わるとその部活がなし崩しになっていくという。教育的な見地から考えて、ぜひ必要であるということ導入をされて、それが効果的に機能していかないというのは何でなんでしょうね。もしも、全員加入ということが意味がないんらおやめになるといいと思うし、私は大変大切なことじゃないかなと。一年生のときですね。三年とかいうと受験とかいろいろありますので。今そんな形で取り入れられていかれるのなら、やっぱり最後まで子供たちがそこで力を出し合うように指導をしていく必要があるんじゃないかなと思うんです。

教育長さんはもうすべてを統括していかれますので、実際現場

で、中学校で部活の顧問をされましたし、教頭先生としても大変意識が高い、末松主幹の方にこの問題をお答えいただきたいと思
います。よろしくお願ひします。

一、教育長 部活に対する末松主幹の回答の前に一言だけ、ちょっと誤解があるといけませんので、私の方からお話をさせていた
きます。

青少年育成町民会議の件でございますけれども、総務課に移管された背景というのはおっしゃるとおりでございます。私どもも、そうした立場に立って連携をとりながら事を進めておりますが、回答については教育委員会ではなくて、必要ならば総務課の方が所管しているわけだから、そちらの方からお話をさせていただくということをお願いしたわけで、ばらばらになっているというわけじゃございませんので、御理解だけしていただきたいと思います
おります。

一、六番 立川良一君 さっきお話ししたように、組織は総務課なんです
が、中身は教育委員会なんです。僕もそう思っておるんですよ。総務課で青少年の健全育成を具体的にどう展開していくって、これは畑が違います。なぜ総務課の方に持っていくかというのが、さっき言った、全部の町内の各種団体の組織のお力をいただくためには教育委員会では限界がある。それで総務課の方にと
いうことだったんですが、今は変わったんかもわかりませんけれども、ねらいは一緒ですので、ぜひお力をおかしいた
きたいと思
います。

それではお願ひします。

一、教育課主幹 部活動についての御質問にお答えしたいと思います
部活動を通して、生徒は成就感とか、あるいは自己達成感を味
わうことができますし、また集団生活を通して礼節、先ほど協調

性ということもお話しされましたけれども、また忍耐強さ等を培うこともでき、生徒指導面において大変意義のあるものだというふう
に考えております。

現在、北方中学校には運動系の部活が十二、文化系の部活が五、計十七ございまして、全員が部活に加入することが原則となっております。また、本人や保護者の希望により、継続、転部、退部を長期的な見通しのもとで相談し、決定はしております。これは、本人の夢とか志、それから目的意識が必ずしも部活動にあるとは限らないということからの配慮でございます。

現在、部活動に加入していない生徒は、一年生が二名、二年生が十七名となっております。生徒や保護者のさまざまな考え方や状況を思いますと、全員加入することができないという状況にあることも御理解いただければ幸いです。以上でございます。

一、六番 立川良一君 ありがとうございます。

今ちょっと言われましたけれども、保護者のとか、すごい配慮をされるんですよ。子供たちのために、知・徳・体をバランスよくというのは、先生方がいつも言われるじゃないですか。学校の授業というか、社会そのものが知育を言ってまいりましたので、今やっと思直すときというか、人間として。昔は、祖父母もひ
つくるめて大家族だった。今は大変少子化になっておりますので、御両親と子供さん一人とか、そういう中でなかなか協調性とか耐え抜く力とか、お互いに力を出してとかいうような、岐阜農林の演劇もすばらしいじゃないですか。僕、見ておって感動したんですよ。やっぱりああいう何かに打ち込むというのが、少なくとも一年生のときは保護者が何を言おうが、だれが何を言おうが、子供にと
ってこれはぜひ大切なんですということだと思
うんですよ。

だから、部活動という放課後の課外活動ということになりますので、うちは塾に行きますとか、そういうことも出てくるんですけど、もう、その大切さというのを認識してみえるのなら、僕は徹底をしてほしいというか、学校に対して、これはぜひ子供たちのためにやらせなきゃいかんのだと。後で泣かなくてもいいように働きかけをしていただいて、今の形だったらおやめになった方がいいですよ。何か形の上だけやって、先生が引けば子供が出てきますし、先生が出ていくと子供は引込みますので、私自身は大変大切なことだと思っておりますし、一年間だけ強制でやらせたから、それが父兄がとかというのはちょっと私は考えられないと思うんです。だから、ぜひ一遍見直しをしていただいて、それが本当に効果が出るというか生かされるように、また学校側とも連携をとっていただいて、お願いをしたいと思います。

最後に、北方町で心の病にかかった子供と御父兄のカウンセリングを行う相談員が学校とか図書館、教育委員会にも配属されて、受け皿づくりという体制は大変しっかり確立されているわけです。ただ、待ちの体制というか、待ちというのは待機をするというんじゃないくて、問題が出たときに積極的に動く、芽が出たときに働きかけというのをぜひお願いしたいというのを思うんです。

文部科学省は、今年度からスクールソーシャルワーカー（SSW）を、小学校、中学校、高等学校へ配属をするというのに取り組んでおります。SSWというのはさまざまな立場をつなぐかけ橋の仕事をさせていただく。不登校とか校内暴力があった場合に、子供の背景に困窮、虐待、その他いろんな問題が出てくる場合があります。解決には、その子供の背景を正確に理解する必要があります。そのわけですけれども、やっぱりプライバシーの問題も出てきますし、なかなか教師では踏み込めない部分があるのが現状であります。

すので、学校のほかに親、あるいは医療機関、児童相談所、幼稚園、あるいは転校してきたら以前の学校、警察など、その子供に関する断片的に散らばる情報を教師が総合的に把握するのを手助けする仕事スクールソーシャルワーカーなんです。

問題を起こす子供の背景を理解していくというその段階の中で、学校側も、この子は困った子というところ方じゃなくて、事情があって本人も困っていると、本人が苦しんでいるというような見方が出てくるようになってくるそうです。

北方町は相談員の方々も大きな力になっていただいておりますし、ただ、相談をする側からすると、よくよくのことがあって、思い余って相談に行かれる、それで何となく後手に回ることが多いんじゃないかなと。問題が起こるといのは、そのときには既に小さな芽が出てくるわけですので、いち早く行動を起こしていただいて、家庭のお父さん、お母さん、緊密な連絡をとっていただいて、問題が起きるもとのいうのはほとんど家庭とか親に問題があるわけですけれども、いたずらに親を責めて、あなたに問題があるとか親に問題があると言われる親は、もう何もわからなくて、パニックみたい。ただでさえ自分の子供を眺めて必死になっておりますので、何とかせつかく制度ができて、優秀な先生方がおいでになりますので、芽が出たときというか、学校で様子がわかりますので、訪ねていっていただいて、ともにというか一緒に受けとめていただくように。また、登校拒否だけではないと思うんですけれども、いじめの問題でもやっぱり相談員の方々と学校の先生は仕事が違うと思うんです。学校の先生は、こんなところの問題があるんじゃないかな、お母さん、しっかりしなきゃいかんよとか、しっかりできたらしっかりした子供が育つんですよ。育たないから子供はそういうふうになってくる。なってくる

お母さんに、あなたがだめ、あなたがだめと言ったら、親はパニックになって入院しますよ。

それで、ぜひ今後そういう心の病の現況というのがどのぐらいあってというのほちょっと実数もわかりませんので、その辺も報告をしていただいて、どう対応していかれるか、主幹の方からもお願いをします。

一、議長 教育長、時間がありません。手短かに。

一、教育長 部活について、ちよっと誤解があるといけませんので、学校部活と、それから立川議員さんがやっておみえのような社会クラブの活動とはちよっと違いますので、そこだけ、時間がありませんので、誤解がないようにお願いいたします。

私も、親の言いなりになっているわけではなくて、やはりその子供たちの教育的な見地からどうあるべきかということを常に考えて、一人ひとりの子供の対応に当たっているということを御理解していただけたらありがたいと思っております。

教育相談員のことについてお話を申し上げます。

皆さんの御配慮で、今三名の者がその任に当たっております。古賀、高木、大江、この三名の者はそれぞれに資格を持っておる大変優秀な相談員でございます。四月から十一月までのデータによりますと、中学生に在籍しております、これはカウンセラーですが、四百十一件のうち百二十一件が親の相談でございます。これは延べでございます。それから、教育委員会事務局におります高木相談員は、合計で三百六十四件の相談に乗っております。うち保護者は八十六件でございます。それから、大江相談員、これは特別支援学級、通称「おおぞら」の方で指導に当たっておりますけれども、三百十三件の対応をしております。この大江相談員は、うち十七件が家庭訪問、それから五十三件が訪問相談、家

庭に来ていただきたくはないので、ちよっと喫茶店とか、そういう相談ですね。こういう任に当たってもらっております。朝から本当に夕方、特に保護者に至っては、保護者が食事を食べた後まで待っておってもらって、それから相談に乗るというハードな仕事に当たってもらっております。こうした積極的な相談によりまして、未然防止、あるいは学級復帰、あるいは引きこもりの解消、保護者のいら立ちの解消等に非常に役立つっております。そうした事例が幾つも見られておるのが現状でございます。

積極的な働きかけと申しませけれども、あくまでも相談員というのは黒子でございます。メインになるのは当事者同士、親子、あるいは子供と先生というこの関係、レポート関係の中で子供は育っていきます。その背景に相談員が黒子として活躍していると。普通は三百件以上の相談に乗れる相談員、その上は五百件以上の相談に乗れる相談員というふうにランクがあるというふうに聞いております。うちの相談員はともに三百件を超えている相談員ということで、非常に得がたい存在の相談員でございますので、立川議員がおっしゃるような活動を今後も続けてくれるだろうと、そういうふうに期待をしております。以上です。

一、六番 立川良一君 ありがとうございます。

当事者というのはパニックになりますので、たまたまことしも一人お世話になりましたけれども、数年前にも北方の子供ではない子供が登校拒否で苦しみました。お母さんも本当に大変だったですよ。私自身は気がつかないとか、けいこに通いますので、それでふっと聞いたら学校に行っていないということでありました。大変心配をした時期、学校の出席日数とかいろんな関係があって、華陽フロンティアに進学をしました。定時制ですか。それで来年の春卒業する。今、秋に岐阜県警、警察官に合格をしまし

た。その子供にも話をするんですけど、あの時期は何だったのと。本人もわからないというんです。学校に行けないというんですね。ことしも大変御迷惑をかけましたけど、一生懸命受験に向かって頑張っておりますし、ぜひあの子たち、あるいはあの子たちの家庭は、指導とかじゃなくて、本当に手を差し伸べて一緒に頑張って考えていかないと難しいんじゃないかなと思います。

町執行部も教育委員会の先生方、それから我々議会も町民もすべてが、そのやり方とか方法とかじゃなくて、北方の子供が健やかに育つといいなという、もうそれだけでありますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。終わります。ありがとうございます。

一、議長 これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

午後二時三十七分 休憩

午後二時三十七分 再開

一、議長 再開をいたします。

日程第三 議案第五十五号について

一、議長 日程第三、議案第五十五号 北方町ふるさと寄附金条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑・討論省略の声あり

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第五十五号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第五十五号は原案の

とおり可決されました。

日程第四 議案第五十六号について

一、議長 日程第四 議案第五十六号 北方町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑・討論省略の声あり

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第五十六号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第五十六号は原案のとおり可決されました。

日程第五 議案第五十七号について

一、議長 日程第五 議案第五十七号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一、九番 日比玲子君 八条のところ、二項を除いて、単純に三万円上がって、赤ちゃんを産んだ場合は国民健康保険に加入すれば三十八万円だけだかと思ってるんですけども、その中で八条のただし書きの条項があることに對しては、どういうふう

に解釈したらいいんですかね。

一、住民保険課長 ただし書きにつきましては、単純に言いますと、分娩機関がこの産科医療補償制度に加入していない施設で産んだ場合です。

一、九番 日比玲子君 そういう施設が北方町なりこの近隣であるん

ですかね。

一、住民保険課長 北方町のモア、いとうレディースにつきましては加入されております。

現在、岐阜県におきましては、十二月二日現在でございますけれど、九八・二%ということで、一・八%が加入されておられません。具体的に言いますと、病院、診療所では五十六施設中五十五施設加入しております、何かちよっと正確にはわかりませんが、各務原の方で一件あるみたいです。それから、助産所で十一カ所ありますけれど、そのうち八カ所が加入しております、三カ所が加入できていない状況でございます。

一、三番 廣瀬和良君 剰余金のことでちよっと聞きたいんですが、剰余金が出た場合は、損保会社の取り分ということでしょうか、よろしいですかね。

そうすると、その剰余金というのは、どの段階で判断するんですか。毎年の決算ですか。そうじゃなしに、例えば十年ぐらいの間どのぐらい出るかによって剰余金を決めるのか。

一、住民保険課長 これは国の制度なので、ちよっと具体的なことはわかりませんが、一応インターネット等で調べますと、議員さんが言われるように三百億集めて二百億ぐらいしか要らんのじゃないかというような質問の中で、その事務経費に年間五十二億四千万ほどかかるというふうに試算されております、厚生省では。

それで、この前も出しましたように、この制度は破綻することではないということですので、余分に集めているということでは、今後については、透明性を確保しながら五年後をめぐりに手直しをします。制度そのものから、例えば先天性が入っていないとか、そういうところも含めて見直しをすることを聞いております。その剰余金次第では、その五年を待たずに行われ

る可能性も秘めておると見ております。よろしく願います。

一、三番 廣瀬和良君 だからその剰余金というのは、毎年度、例えば来年から始まるから、来年三百億集まりますよ。六百万を個人に払って、あとの二千四百万というのは二十年分割だという話になるわけですかね。そうすると、剰余金が出たというのは、二十一年度の剰余金が出たという話になるわけですか。それがいわゆる保険会社の取り分になって。そうすると、めちゃくちゃ大きな数字になっちゃうよ。その辺。

一、住民保険課長 これは結局二十年、二十になるまで支給するわけですから、単年度収支だけでは絶対いけないと思います。

それで今後の、例えば二十年度に支払う六百万以外の年金方式で配られる部分を差し引いた分で剰余金とみなされると考えております。

一、三番 廣瀬和良君 そうすると、二十年間損保会社でプールしていかないかんよという話になるんだけど、例えば来年から始まるから来年のこと一年で言ってみると、余ってくるお金というのは三百億ですよ。それから、払う金額というのは、八百人に払うとして、一人頭初年度は六百万円ですから四十八億ですよ。五百人から八百人に払うという話だったんですが、そうすると、一番最大の八百人に払うということにして、六百万円掛けると四十八億になる。それから、初年度に五十億ぐらいの事務費がかかるという話でいくと、四十八億と五十億で百億じゃないですか。

そうすると二百億余っちゃうという話になる。それがいわゆる保険会社へプールしていくわけですか。大体二百億前後で、ちよっと計算してみたら、十年後では百二十六億ぐらい余るんだ。それで、十年後の累計というのは千七百億ぐらい余っちゃうわけだ。それを保険会社でプールしておく。その辺がよくわからない

だよな。

それからもう一つ、脳性麻痺になる確率というのは千分の二から千分の四という話、それはわかりますか。そうすると、千分の四ということで行くと、年間百万人の出生があると、千分の四だと四千人になる。四千人で払うのは八百人ということになると、四十分の八百で二〇％。そうすると、八〇％というのは脳性麻痺でも払わない人がいるんだけど、そんなことでいいのかなという感じがする。その辺、わかったら教えてください。

一、住民保険課長 まず余剰金の話なんですけれど、六百万の八百人プラスその年にいる百二十万の八百人が要りますよね。

一、三番 廣瀬和良君 そういふのは計算したんだ。全部計算したんだ。

一、住民保険課長 さっき四十八億と言われたで。

一、三番 廣瀬和良君 それは初年度だ。

一、住民保険課長 初年度には、その六百万円と、それから一年目の百二十万もらえるわけですね。年金方式の方の百二十万。そこが違ふ。どちらにしても大したことはない、たくさん余ることは確かかなんで、その辺についてはちょっと情報が入っておりませんのでよくわかりませんし、先ほどの脳性麻痺の件数について、確かに先天性を入れていないので、払われる率はかなり小さいと思いますけれど、この辺のいろんなインターネットを調べても、問題があるとしたか書いてないもので、そういったところに限定されているところによく問題がある。

しかも、例えば補償額についてもこれでいいのかどうかと。例えば大きな補償額だと一億何千万とかいう今までの訴訟事例もあるくらいですから、この金額についてもいろいろ問題はあろうと思いますので、その辺含めて五年後に見直されるといふこととしか

こちらでは把握しておりませんので、よろしく願います。

一、議長 質疑を終結いたします。

討論はございますか。

省略の声あり)

一、議長 討論省略の声がありますので、これより議案第五十七号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第五十七号は原案のとおり可決されました。

日程第六 議案第五十八号について

一、議長 日程第六、議案第五十八号 平成二十年度北方町一般会計補正予算（第三号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一、九番 日比玲子君 七ページの公用車のところですが、勉強会でもリースがいいのかかえていった方がいいのかという議論がされたわけですが、今のは大分使ってきて買わないといけないというのもわかるんですけど、一体全体リースにした場合で保険だとか何だとか、それから買った場合に保険だとかガソリンとか人件費とか、その辺の見積もりをされてリースがいいという結果になったのか、その辺をもうちょっと具体的に話をさせていただきたいと思えます。

一、総務課長 この七ページの二カ月分の車のリース料金でございますが、当然、経理におきましては購入、それからリースと二方面にわたり見積もり等も徴集しました。

精読でもご説明申し上げましたが、買い取った場合の方が当然

安いです。これは、当然安いということはちゃんと述べてあります。その中で、五年リースを基本的にはかけるわけでございます。五年間を見たのであれば、買い取った場合とリースの方、リースの方が金額的には安いんですが、ただしリースというのは五年以後の残存価格というのがございます。今の試算では最高で九十万、五年先にその車が人気の車種であれば九十万に上乗せがされるところということで、例えば五年先にまた再リースをかけるのか、その残りのものを買取るかというような議論はございますが、私、精読でもお願いしましたとおりに、このリースにつきましてはあくまでも町長の使用する黒塗りの公用車でございます。これに限って、今回みたいな、例えば十三年乗りまして高速道路で故障するというような結果になりましたので、できれば黒塗りの車に関しては今後こういう形でお願いしたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

一、議長 これをもって質疑を結びたいと思います。

これより討論を行います。

省略の声あり)

一、議長 討論省略の声がありますので、これより議案第五十八号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第五十八号は原案のとおり可決されました。

日程第七 議案第五十九号について

一、議長 日程第七、議案第五十九号 平成二十年度北方町国民健康保険特別会計補正予算(第三号)を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一、九番 日比玲子君 七ページの賦課徴収費のところですが、嘱託員の報酬を若干、歩合給だと思えますが、上げるということでありますが、精読で聞いた金額とさっきいただいた金額と大幅に違うんですけれども、精読で聞いたのは去年の段階で四百九十二件、ことしの十月の時点で九百八十五件、そして昨年度は五百九十一万九千円、その方が集めた。ことしは九百九十八万円集めたということ、昨年より四百六万たくさん集めたということを言われたんですが、今もらったこの実績を見ると全然違うんですけれども、どういうことですかね。

一、住民保険課長 精読のときにお話ししたのは、あくまでも同じ時点で比べなきゃいけないことで、十九年の十月現在と二十年の十月現在で言った数字でございます。

それで、今現在、先ほど先生に渡したのは、十九年度は年度末までの合計ですね。ですから、去年につきましては十月までが宮崎さんで、十二月からが新しい人ということになっておりますので、こういうふうにならねとふえていっているのは、二十年の二月、三月については徴収金額が上がってっております。

例えば、今までの金額を見ていただきますと、十八年度までは九百八十万とか九百六十万、ということは月平均が八十万から九十万という平均だと思えますけれども、十九年度につきましては、十二月から新しい人なんですけれど、二十年二月、三月については百三十万、百四十万を集めていっております。そういう関係で、十九年度末は一千百万になっております。二十年度の十一月末現在の数字が一千四百四十七万六千円ということで、時点が違います。すみません、よろしく申し上げます。

一、九番 日比玲子君 もう一つ、ちょっとこれに関連してですが、十一月二十七日、これは中日新聞、国民健康保険の資格証を岐阜市とか北方町が郵送をしていたというのが、県が実態調査をやったらわかったということが載っているわけですが、厚生労働省の通知に反して被保険者に直接手渡さず郵送していたことがわかったということで、厚生労働省は十月三十日の通知で、資格証明書の交付は、相談の機会を確保するため直接会うことを求めているということになっていまして、北方町では、さっきも質問しましたが、百三十八世帯が資格証明書の発行で郵送をされているということでありますが、どの自治体でも多分こういうことをやっているとは思いますが、そこでも一つは、資格証明書の発行に関しては、制度改正になって、本当に悪質な人に対しては資格証明書を発行するということであつたんだけど、結果的には滞納を一年ぐらいいしてから資格証明書の発行がなされているのではないかと、この新聞に載つたとおりに、これから資格証明書は、会えないし人件費もかかるといふことで郵送するのか、それとも手渡ししてお話をして、少しでも、来年は徴収課ができるようでありませうけれども、どういふふうにされていくのか。こういう新聞に載つたわけですので、その対応について質問したいと思います。

二、住民保険課長 この中日新聞の話なんですけれど、県地域振興保険課は、郵送は想定外とこの新聞には書いてございますけれど、そのまだ数日前に国保の監査を受けたんですけど、そんな指摘を受けたことはいません。この件につきましては、県下ほとんどこの方式だと思っております。それで、この新聞が載つた後に担当者会議があつたときに、県は結構指摘を受けてみんなにしかられているのが現状でございます。近々では、例えば本巣市、瑞

穂市とも課長会議を開きまして、この件につきまして検討した結果、両市ともこの新聞の書き方にはかなり怒つていた状態でございます。

現状といたしましては、二月末に発送して、滞納者に納付相談に来て下さいよというふうに変更にやっております。三月に皆さん来ていただくんですね。そうして来ていただいた人につきましては、当然短期保険証なり何なりに変わってまいります。それです。三月末には新しい保険証を出さなければならぬ。その一カ月しかない期間の中で、なかなか会って話すことができないという状態で、結果的に百三十幾つもの資格証明書を発行しておりますけれど、そのうち五十件ほどは所在不明で返ってきておりません。資格証明書が。もうほとんど、中には北方町に住んでいない方も実際には見えるんですね。ですから、実際には八十件前後だと思えますけれど、それでもそれから、例えば実際に医者にかかったり何かしようということ、その後ほとんど短期保険証に変わっていきっているのが現状で、九月現在だと十一件とか、そういう小さい数字になっていっているのが現状でございます。やはり納付相談をうちの方はしたいのが条件なんです。それで、少額でも納めていただければ短期保険証を出しているのが実情です。中には、きょうは持つてないけどという人にも渡した場合がございます。とりあえずこちらの方に納付相談をかけていただくことを前提にしないと、ただでさえ収納率が悪いもので、この件についてはこのまま今の現状を守っていきたいと思っております。

一、九番 日比玲子君 この資格証明書を発行するまでに、三月に発行するために一カ月ぐらいいあると言われたけど、全然一年ぐらい払っていない人だったら、その間に納付相談とかやられているか

もしないけど、相談できるわけですよ。三月に慌てて、一月でそういうことをやらなくても。

一、 一、そしてもう一つは、厚生労働省の通知に反してこういうことをやられておることに対して、事務方としては本当に大変だということはあるけど、厚生労働省はそういう通知していないわけですので、やっぱりこれに沿った形で相談をしたり、あるいは今国保の徴収員がいるわけですから、歩合制をとっている以上は固定給に歩合給だから、悪いけど取れるところ、この人はちゃんと約束をして毎月五千円ずついただけたらどうか、そういう形にしようと、もう取れないところは抜かれてしまっている形になる可能性もあるんじゃないかなあと思うんですけど、どうですかね。

一、 住民保険課長 事務的に二月末に文書を送って納付相談に来てくださいよというのは前提なんですけど、もちろん滞納者については年間通して接触を図ろうと考えているんです。誓約書ももらった人なんかについてはそんな資格証明書なんか出るわけがないし、本当に一度もなかなか接触が図れない人。一年間、例えばまるつきり接触できない人もあるわけなんですよ。どんな督促を出そうが何の意思も示してこない。

一、 ですから、短い期間と言ったのは、あくまでも最終段階で納付相談に来てくださいますよと出して、納付相談に来られなかった人を説得するというか、その期間ですね。本当に資格証明書さえ出さなんだから保険医療もかかれないということになってきますので、厚生労働省がこういうふうに言っているのは、十月三十日に出しているだけなんです、まだ去年の段階ではそんなことを出してない状態なんです。

一、 九番 日比玲子君 一方的に役場へ来てくださいますよという納付相談ですよ。やっぱり出向いていってその人の、会えないかもし

れないけど、実態把握していかないといけないと思います。以上です。

一、 議長 質疑を終結いたします。
討論を行います。

討論省略の声あり

一、 議長 討論省略の声がありますので、これより議案第五十九号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし

一、 議長 御異議なしと認めます。よって、議案第五十九号は原案のとおり可決されました。

日程第八 議案第六十号について

一、 議長 日程第八、議案第六十号 平成二十年度北方町上水道事業会計補正予算（第一号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑・討論省略の声あり

一、 議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第六十号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし

一、 議長 御異議なしと認めます。よって、議案第六十号は原案のとおり可決されました。

日程第九 議案第六十一号について

一、 議長 日程第九、議案第六十一号 本単市に公の施設を利用させることに関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行

ます。

質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第六十一号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第六十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

一、議長 日程第十、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

委員長から、所掌事務のうち、会議規則第七十一号の規定により、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第十一 厚生都市常任委員会の閉会中の継続審査申し出について

一、議長 日程第十一、厚生都市常任委員会の閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

委員長から、目下、委員会において審査中の介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める国への意見書採択についての陳情の決議は、会議規則第七十一条の規定により、お手元に配付いたしま

した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

以上、付託されました案件はすべて本会議において終了いたしましたので、町長よりあいさつを受けたいと思います。

一、町長 それでは、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

師走の慌ただしい時期に議会をお願いして、議員の皆さん方には十分な御審議をいただきましてありがとうございます。

おかげさまで、お願いをいたしました全議案について、全員の皆さんに御賛同をいただくことができました。これからの執行については、いろいろ賜りました御意見を十分意にして、間違いないように進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

なお、いよいよ年末でございますので、ことしはカレンダーの都合で二十六日までが役場の開庁日でございますし、年明けは五日になるわけでございまして、例年になく長い年末年始という期間になるわけでございます。その間、役所の方はお休みになるわけでございますが、またいろいろと御不便をおかけすることもあるかと思いますが、それぞれの担当の職員には十分いろんな緊急の事態には備えるように体制を整えてございますので、議員の皆さん方にもよろしくお願いをしたいと思います。

風邪がはやっておるようでございますので、どうぞ十分お体には御注意をいただきまして、新年をお迎えいただきまして、また

新しい年には御指導をいただきますようお願い申し上げて、お礼のごあいさつといたします。ありがとうございます。

一、議長 本定例会に付議された案件は全部終了いたしましたので、これをもって平成二十年第五回北方町議会定例会を閉会といたします。大変御苦勞さまでございました。

午後三時〇七分 閉会

右、会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成二十年十二月二十二日

議長

署名議員

署名議員